

文 教 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

〔平成23年12月15日開催〕

南 あ わ じ 市 議 会

文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成23年12月15日
午前10時00分 開会
午後 4時40分 閉会
場 所 南あわじ市 委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	川 上 命
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	森 上 祐 治
委 員	小 島 一
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	登 里 伸 一
議 長	楠 和 廣

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職・氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
教 育 長	岡 田 昌 史
市 民 生 活 部 長	入 谷 修 司
健 康 福 祉 部 長	郷 直 也
教 育 部 長	岸 上 敏 之
市 民 生 活 部 次 長	原 口 幸 夫

健康福祉部次長	藤	本	政	春
教育部次長	太	田	孝	次
市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長	藤	岡	崇	文
市民生活部収税課長	垣	本	義	博
市民生活部生活環境課長	高	木	勝	啓
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部長寿福祉課長	小	坂	利	夫
健康福祉部保険課長	川	本	眞 須	美
健康福祉部健康課長	小	西	正	文
健康福祉部少子対策課長	福	原	敬	二
教育委員会教育総務課長	片	山	勝	義
教育委員会学校教育課長	安	田	保	富
	(学校教育指導主事)			
教育委員会人権教育課長	大	谷	武	司
教育委員会生涯学習	山	見	嘉	啓
文化振興課長	高	辻	隆	雄
青少年育成センター所長	細	川	協	大
清掃センター兼				
衛生センター所長				

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件

- | | | |
|----------------------------|---------------------------------------|-----|
| ① 議案第73号 | 南あわじ市一般廃棄物収集運搬業務受託者選定委員会条例制定について…………… | 5 |
| ② 議案第74号 | 南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例制定について…………… | 1 8 |
| ③ 議案第75号 | スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について…………… | 3 7 |
| ④ 議案第76号 | 南あわじ市スポーツ推進審議会条例制定について…………… | 3 9 |
| ⑤ 議案第60号 | 平成23年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）…………… | 4 2 |
| ⑥ 議案第61号 | 平成23年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）…………… | 4 4 |
| ⑦ 議案第62号 | 平成23年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）…………… | 4 5 |
| ⑧ 議案第63号 | 平成23年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）…………… | 5 1 |
| ⑨ 議案第81号 | 公の施設の指定管理者の指定について（中央リサイクルセンター）…………… | 5 2 |
| ⑩ 議案第82号 | 公の施設の指定管理者の指定について（きらら・ウィンズ）…………… | 6 1 |
| ⑪ 議案第83号 | 淡路人形会館（仮称）建築工事請負変更契約の締結について…………… | 6 6 |
| 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について…………… | | 7 8 |
| 3. その他…………… | | 7 8 |

Ⅲ. 会議録

文教厚生常任委員会

平成23年12月15日（木）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 4時40分）

○川上 命委員長 おはようございます。

定刻がまいりましたので、ただいまから文教厚生常任委員会を開会をいたします。開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今回の議会の役員改選に伴いまして、私が文教厚生常任委員長という大役をお受けしたわけでございますが、もとよりその器ではございません。この1年間、議員の皆さんはもちろんのこと、執行部の皆さんの御協力を得まして無事全うしたいと思っておりますので、よろしく御支援と御協力のほどお願いをいたします。

執行部の皆さんに、会に先立ってお願いをいたしますが、非常に今期定例会ではいろいろな問題が起きておりまして議論伯仲をしております。そういった中で、執行部の皆さんの答弁におきましては、もう少し心にゆとりを持ってですか、そういった答弁は明確に、一つ自信を持ってよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、執行部のほうあいさつ、一つよろしく願います。

市長。

○市長（中田勝久） 皆さんおはようございます。

もうことしもあと半月という、何か気ぜわしい日を迎えております。委員の皆さん方におきましては、今、川上委員長さんからもお話がありましており、新しい委員会構成になりまして、いろいろとまた1年間よろしくお願いをいたしたいと思えます。

きょう御審議願う案件は、非常に幅広くまた件数としても結構多いわけでございます。どうぞ、適切妥当な御決定をお願いいたしたいと思えます。

それから一点、実は12月3日アジア国際子ども映画祭、いろいろと皆さん方の御理解も得ながら無事終了することができました。つい2、3日前、担当の職員と一緒にずっとお世話になった外務省、法務省、文化庁は今回どうしても時間がとれないということで、それからエイベックスを初めとする各協賛企業を回らせていただきました。非常に、参加していただいた、結構課長なりまた企業においても社長、室長等々にお会いすることができまして、非常に評価をしていただきました。特にパナソニックの常務さん等は、「私もこの子ども映画祭、将来にわたってのグローバル社会ですぐに効果は出ないけど、10年先ぐらいにはと期待してます」というふうに申し上げたら、「いや、市長違うよ」と、「もう高校生の子だったら、もう3年したら実際その国において、また他国とのかかわりにおいてその子たちがやはり事前にそういう多くの国の人たち、また日本へ行っていろいろ体験してきた。このことが、今の時代どんどんどんどんプラス面が出てくるんですよ」

と。ちょうど、あそこもタイのほうに工場をつくっていましたが、今回の洪水でそれぞれ日本の企業が大きな被害を受けたんですが、タイの技術者をこちらの工場に呼んできて、なお一層技術の鍛錬、研修をしてると。ですから、もう日本もこれから大分いろいろそういう外国の人たちとの、また日本の企業のあり方を考えないと日本で日本人が就職する場を失ってしまう、そういう状況がどんどん広がってくるの違うかなというふうに、パナソニックの常務ですから、結構な世界的な情報を持っておりまして、私も改めていろいろと感じるころがあったところでございます。大分先の話になるんですが、来年もということでございます。また、議員の先生方にいろいろ御理解なりお力を借りながら、今少し紹介したそういう世界に、日本もまた南あわじ市もかかわる、そういう大きな事業であるということも御理解いただけたらと思います。

なお、ちょっとあとずっと公務が入ってますんで中座いたしますが、よろしく願いいたします。

○川上 命委員長 それでは、ただいまから第40回定例会において当委員会に付託された議案について審査を行います。

議案の審査にあたり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

① 議案第73号 南あわじ市一般廃棄物収集運搬業務受託者選定委員会条例制定について

○川上 命委員長 異議がありませんので、提案理由の説明は省略をします。

まず、議案第73号、南あわじ市一般廃棄物収集運搬業務受託者選定委員会条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員 初質問をさせていただきます。

この、一般廃棄物収集運搬業務の受託者選定委員会条例ということなんですけども、基本的な初歩的な質問をさせていただきたいんですが。これまでも選定をされてたんですよね。それが条例として決めるということは、お聞きしたいのは、これまでの選定方法と条

例をつくってどこが変わったんかということをまずお聞きしたいと思います。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） これまでの方法、前回の方法を踏襲して、同じような形で選定したいというようなことで条例化するものでございます。

○川上 命委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） これにつきましては、おとしですか、長の附属機関の話でいろいろと議論されたところでございまして、審議会としてのそういった位置づけとして、前はきちっとしていなかったということの中で、今回は非常勤特別職という位置づけのもとにこういった委員会を挙げていくということでございます。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員 前はうまいこといってなかったということなんですけど、一々何がうまいこといってなかったんということを聞きよったら時間がかかりますのでいいです。この前の一般質問でも、ちらっと同僚議員が質問されてたんですけども、例えばこういう審議会とか、大相撲のあの問題にしたって、このたびの3.11の原発云々の問題にしてもですね、やっぱり外部からの学識経験者等の云々ということが盛んにいわれてるんですよ。この、学識経験のあるものというのは外部の方だろうと思うんですけども、やっぱりこういう方向をより透明に問題のないようにしていくためには、やっぱり外部からの客観的な意見というのは尊重していって、こういうようなのは決定していくというのは非常に大事なことだと思うんですけども、具体的に学識経験のあるものというのは、どういう人たちを想定されてるんでしょうか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 学識経験のあるものといましては、県民局に相談をかけて、環境課長さんをお願いしようと計画しております。また、受益者を代表する者といまして、行政相談員さんに紹介を諮り、そこの代表者をお願いしたいと思います。また、日常生活等の意見を伺うために、生活相談員さんの中から代表の選出を今お願いに上がっておるところでございます。ですから、学識経験のある者、受益者を代表するもの3名の方を、今、予定しております。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員 次に、受益者云々ということをお聞きしたいと思ったので、行政相談員と生活相談員ともう1人は。

○生活環境課長（高木勝啓） 2名です。

○森上祐治委員 わかりました。
以上でございます。

○川上 命委員長 ほかに。
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今回のこの設定をする目的は、本会議でちらっとは聞いたんですが、もう一回説明をお願いします。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まず、この条例の目的といたしましては、平成24年度、25年度のこの収集運搬業務を委託するにあたりまして、委託する業者の選定をし契約締結にあたりまして、公正かつ公平に実施するため、地方自治法に基づくところの委員会を制定する、条例化するということが目的でございます。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 この、ごみを収集をしてもらうために、これだけ複雑な仕組みにせなったらごみ収集ができへんような難しい問題かどうか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） このごみ収集につきましては、各自治体、最近慎重に取り組んでおる共通した課題でございます。まず、収集運搬業務は3つの方法がございまして、1つは基本的である直営。2つ目が入札。そして3番目に随意契約という、主なこの3種類の発注方法がございまして。南あわじ市では、合併当初西淡地域が直営でございまして。

たけれども、市が責任を持つような形で全域を委託業務に転換したわけでございます。

合併当初のことからいいますと、緑、三原は業者がいらないというようなこともございまして、随意契約というようなことでありました。そして南淡地区は、許可業者さん等がたくさんいるというようなことで、指名競争入札というようなことで、その結果やはり単価的に差が出てきたというようなことで、これは廃棄物処理法を遵守しつつ何かいい方法がないかというようなことで、総合評価方式というような形をとるのが一番ふさわしいというようなことでこういう審査会も設けまして、公平、公正に受託業者を選定するというような考えでございます。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今、南あわじ市が発足をして6年、7年たってきて、いわゆる地区意識というものを垣根を取っ払ってする、今、推進をしてますわな。すべてにおいて。その中において、例えばその地区にはそういう競争をする業者がないから随意契約でいった。ある地区では、競争する業者がようけおったんで単価が下がった。そのバランスがようけ違うというふうな話やったと思うんですが、南あわじ市にある在住する業者が、例えばそういう地区を設定をせなんだらようけおるわけやな。おりませんか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） この、垣根を取っ払うということなんですけれども、合併して平成18年やったと思うんですけれども、業者の許可というのがそれぞれ地区を選定しとったんですけれども、議員さんおっしゃるとおり、やはり合併のメリットは垣根を取っ払うことが一つでございしますので、ただいまのところ許可業者の許可の範囲というのは、これは全域ということ希望される業者につきましては全域許可となっております。そして、業者の数なんですけれども18社ございます。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 これを地区割りにせなんだら、もっとより公平に、ひょっとしたら今の請負金額より競争入札をすると安くなる可能性はあるわけやな。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 収集の地区割りというのは、これは市が設定しておる、

毎年計画を策定して公示しとるんですけど、一般廃棄物処理計画というのがございます。一般廃棄物処理計画で、収集地区をそういう地区割りというようなことで、地区割りすることによって計画的に収集し処分できるということでございますので、計画により地区割りを行っておるところでございます。ただ、許可業者さんにつきましては、それは営業を全域にして開放したということでございます。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 この仕組みの妙なところに、入札の金額が低いところがそれが仕事とれずに、単価の高いところが今このプロポーザルの総合評価というような方式をとつるために、より高いところへ発注をするというケースが出てくるねんな。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） この総合評価方式を採用しますと、技術点の分とそれと価格面での点数というのを総合的に評価しますので、そういう可能性もございます。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 予算を少しでも安くあげるために計画するなら、本来の一般競争入札で当然施行すべきやと思うんです。どうも、この今のこの仕組みを見よったら公平でない。あんたさっき公平と言いつたけども、だれにもそういうふうな入札に参画できる、入札が落札できるような方法でない妙な仕組みをこしらえてきて、仕事自体は免許証があったらええ。車の運転免許証があったらまず仕事が可能な業者やと聞いてます。それ複雑に難しい問題でない。（・・・・・・）例えば収集業務に携わって、定められた時間内に忘れとって収集できへんというふうなことは別にして、言葉は定かではないんですが、普通免許証が取得できる範囲の人であれば十分仕事が可能と聞いてます。何じゃこんな難しい仕組みをつくらんかて、その指名でもいいんですが、競争入札をして単価設定する、こんな簡単な方法はないと思うんです。それで公平なんです、それが。より安価に、安く仕事がしてもらえる、こんなええ方法があるのにあえて何でこんなことするんですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 余り法律の話で説明したくはございませんけれど、一般廃棄物の関係で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の中に、市が業者に委託する

ためには基準がございまして、その基準となるところを2、3点紹介させていただきたい
と思います。

まず、受託する基準としまして、受託業務を遂行するに足りる施設、車両、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが1つでございます。

2つ目は、受託者がみずから受託業務を実施するものであるということで、再委託は禁止されております。

それともう1つ価格面なんですけれども、やはり目的は経済的効果を発揮するということ
でございますけれども、受託料、つまり委託料ですね、それは遂行するに足りる額である
ことということで、当然できる額というのを基準に契約金額をやはり決めていきたいと。
これ、法律にございますので、そういうような基準を守るためにこういう条例を制定して
るわけでございます。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 過去の旧4町の時代から、例えば南淡町がいち早く委託事業が進んだ
と思ってます。その中で、単価が安かったからその業務が遂行できなんだというふうな事
例があるんですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） そういうのは確認はしておりませんが、じゃあど
こでそういう基準単価を設けるかというようなことが法律的に大事になってこようと思
いますけれども。まず、この業務の大半を占めるのが、やはり人件費でございます。南あ
わじ市で設計を組む際には、厚生労働省のその業種別の基準単価を参考にいたしまして、ま
ず人員と人件費の基準をおきます。次に、やはり車両でございます。やっぱり足りる車両
の、3台いるんやったら3台のやはり確保する経費というのがこれは必要になってきます。
あとは諸経費というようなことで、遠いところへ運ぶとか、多量のごみが発生するとかい
うような形で諸経費を算定して基準額を設定しております。ですから、その基準額を何%
までというような最低価格をとるのはこれは当然だと考えております。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 競争入札をさすんであれば、させてその心配があるんであれば、要は
最低の価格設定さえしとけばそれは保てるわけ。業者がその入札に参加して仕事をとろう

としたら、損してまで仕事をとるとは恐らくせえへんわな。それは、利益を生む計算の上で入札に応札すると思うんですわ。その金額については、その業者業者の設定によって差が出てくるのは当たり前なんです。それを、あえて安く仕事をされたら困るというような設定に伺えて仕方ない。例えば、その機材、車が何台所有しとらなあかん、この問題もしかり。要は、入札で応札をしてもろうて、その入札の請負単価で本来判断される。それによって、例えばその期日までに収集業務ができる状態が整備できるのかというもののさえ確認があれば、どなたでもこの入札に参加できるような仕組みはとるべきやと思う。要は、弱小な小さな業者が、本来希望の台数や本来そろえられるはずがない。ということは、今の機材、車の台数、人間の確保、現在あるものが点数が高いということになってくると、これ一部の人たちに既得権益を与えてしまう。特定な既得権益者をつくるような仕組みやと私思って仕方ない。これじゃあ、一般の南あわじ市民の人たちで、こういう希望がある業者の規模の小さいとこを皆はねていきよる。この条件に満たしたところが、総合評価で点数が高いということになってくると、さっき申し上げたように、その何社かの業者、特定な業者に既得権益を与えるようなもんです。これは公平でないと思う。まして、その大事な市の財政である請負金額が、より安くしたろうというところより高いところでどうぞということになると思う。こんな公平っていうてられへん。

○川上 命委員長 生活環境課長、的確に一つよろしく願いいたします。

○生活環境課長（高木勝啓） まず、この業務につきましては、自治体の固有の自治事務でございます。ですから、計画から収集まですべて市の責任において遂行すべき業務でございます。ですから、やはり未知数が伴う業者さんには、やはり点数が低いと考えていただきたいと思います。

それともう1つなんですけれども、同じ状態のレベルの業者さんであれば、これは必ず基準額ですか、そこに合致しておればもちろん安い業者さんに落札すると、このような考えで成り立っております。ですから、金額の点数と、価格の点数と、そういう技術面との総合評価ですから、技術面が同じレベルであればもちろん入札額の低いほうに落札する、これは当然の仕組みになっております。

以上です。

○川上 命委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 今回上程しておりますのは、選定委員会の設置条例ということでございますが、課長が申し上げましたように、選定におきましては総合評価指名競争入札という方法で選定をしたいというような考えでおります。それで、この方法です

が、最近特に国のほうで国土交通省、建設省、それから経産省あたりが取り入れとる入札の方法でございます。先ほど言いましたように、ごみ処理は市が行うべき固有の自治業務ということになってございまして、決められた収集日に適切かつ迅速に収集をいただくという必要性がある、極めて公共性の高い業務ということの中で、業者を適切に選定するという格好になるわけでございますが、先ほど出ました法律施行令第4条に、委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることという規定がございます。これはどういうことをあらわしておるかといいましたら、この業務が公共性のかんがみ、単純な経済性の確保よりも継続性や安定性といった業務遂行の確実性、適正性を重視しているところでありまして、ただ価格競争という経済性だけではなくって、価格以外の要素、例えば事業の遂行能力であったり、業務の管理能力等の技術評価等も加味する中で総合的にやる落札方式ということになりますが、透明性の確保を図る中で、その中で最も高い評価点を落札した業者に委託するというような中での方法でございますので、その点御説明をさせていただきたいと思います。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そやさかい、要は特定なその条件にかなったいわゆる業者が、得点が点数が高いということになるわけやと思うんです。それでは、この市内にある弱小な業者を育成するということから見れば相反するものがある。より条件のええところへその仕事が回っていく。これは、もう一考すべきやと思うんです。

○川上 命委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） ただ単の随意契約というようなものではございません。その中へ競争性も組み入れた中で、当然それにまさる業者があれば、その業者が落札するというような格好になっておりますので、そういった方法でやらしていただくということでございます。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 とにかく、その特定な既得権益者をつくるという、既得権益者を保護するというふうな考え方でなしに、やっぱり業者の育成というのも視野に入れた中で、幅広く審査をできるような方法を是非ともとっていただきたい。私はこんなんいらんと思います。

○川上 命委員長 ただいまの蓮池委員の発言のうち、例えについての痴呆症という不適切をこうむる分については、後刻記録を調査の上、委員長においてしかるべき処置ということで、ちょっと発言が不適切なところがあったので、ちょっと忠告をしておきます。
ほかに。
登里委員。

○登里伸一委員 この設置の目的からいいますと、まず1つは市外業者も対象になるのかということをお聞きするのと、この18社もあるうち、何社かしかほとんど業務をしていないと思うんですが、その人たちの他の以外の業者の育成についてはどのような考えだったかお聞きしたいと思います。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まず、この業務の委託につきましては、市外業者は除外しております。市内の許可業者さんに案内をかけております。

それとあと、業者の育成というようなことなんですけれども、やはり生活環境課の業務内でも、例えば沼島のごみ等でしたら灘へ陸揚げして、そこからリサイクルセンターや清掃センターへ運ぶという、人員や車両が少なくてすむ業務につきましては、やはり幅広く見積みより依頼をしてというような形でも行っております。

それとあと、この委託基準等につきまして、業者さんに説明してまいりましてもう5年以上たっておるわけでございまして、やはりそういう業務を拡張したい業者さんにつきましては、やはり市のほうからそういう知識であったり、適正に処理するというような技術的な指導等も行っております。ですから、5年前からゼロであった業者さんが、やはり実績を上げておるといいう業者さんもおざいまして。ただ一つ問題なのは、許可をとってその仕事をしようと、私たちは見ておるんですけれども、一つも実績が上がってこないという業者さんにつきましては、これはせっかく許可をとった意味がないのでいささか疑問に感じておるところもございます。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 実績を上げる以上は、下請ぐらいしなくてはそれは絶対上がっていかないと思うんですね。これは、どういう形になっていくのかわかりませんが、そうしますと結局入札者にもうんと安いお金を呈示しなくては下請もさせてくれないでしょうから、大変なところがあると思います。

それとですね、廃棄物の処理を入札と随意契約と直営とあったんですが、直営はなくな

ったと。これからはすべて入札で行うかどうかだけ、一つお聞きしたいと思います。入札によることで、すべて業者を選定していくのかということをお聞きしたいんですが。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） これは、繰り返すようでございますけれども、委託基準というのが本当に皆レベルがそろってきて、状況が本当に一緒のような形になればこれはもう価格競争、ある程度の価格を設定いたしまして、その中で競争すべきやと考えておりますけれども、やはりただいまのところ、例えば許可があれば入札に参加できるというような未知数を含まれた業者さんには、やはり同じような金額だけの競争というのはこれは少し問題が出てこようと思いますので、当分の間は収集地域の再編成等も考えながら、あるいは収集方法も考えながら、ここ24年度、25年度の委託業務につきましてはこういう方法でやっていきたいと、このように考えております。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 大体わかってまいりましたが、随意契約でやるというのであれば、相当判定が難しいだろうと思うんですね。安い業者があるのに、随意契約で高いところへわたすというような現実があれば、非常に大変なことになると思いますので、私自身このメンバーを構成する委員会のメンバーが役所の人がほとんど多いので、役人ですからやはり安全なことばかり考えるだろうと思うんです。けれども、それでは業者も育ちませんので、その辺も外部の人の意見は聞いていただいて、是非そのようにしていただきたいということで終わります。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 市内に18業者あるということですが、24年度、25年度の予定しとる受託者というのは何社になるんですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） この業務の地区は5地区でございますので、5社で行っております。

それと、先ほど12月6日、業者さんの説明会をまず行っております。その中で。しばらくお待ちいただけますか。

○久米啓右副委員長 もうそれでいいです。5社でいいです。

自治体の責任でゴミ収集ということなんですが、受託業者の責任というのはどこまであるんですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 受託業者の責任と申しますのは、これは本当に毎日の仕事でございます。ですから、祭日も行っておりますし、天候の非常に厳しい折もやっております。ですから、時間内に適切なところへ適切な状態で運んでいただくと。そしてまた、人員がもし病気なりけがで休んだ場合には、その欠員が出ないように補充して、人員確保しながら適性にやっていただくというのが基本的な責任でございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 市民から見て、例えば収集漏れとかそういうことが発生したときに、それは市の責任ですか受託業者の責任ですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） このリスクの分担につきましては、一番困るのが収集したあとに出してくるというようなところの取り残し等が一番問題になってきます。それで、夕方、もう業者さんがほとんどしまっておる場合につきましては、これは市で対応しております。ただ、本当に取り残しということになれば、これは業者さんがもう一度行っているのを現状でございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 業者さんに言うのは当然なんですけども、市民から見て市が当然収集すべきものと考えておると思うんですが、例えばそういうときは、市民は市に対して収集等の責任を追及することになると思うんですが、それでよろしいんですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まず、これは市の責任やということで、市民の方も御理

解いただいてると思います。と申しますのは、この電話はほとんど生活環境課のほうにまいておる状態でございます。

○久米啓右副委員長 終わります。

○川上 命委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

皆様から自由闊達な意見をいただきたいと思いますので、挙手の上よりお願いいたします。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 私の意見ですけれども、一般入札工事、建築工事等の責任施行と、この受託をして入札する工事とちょっと性格が違うというふうに認識してます。当然、受託業者に作業をお願いするんですけれども、やはり責任は、先ほど質問の中で確認したように、市に責任があるということを考えると、ある程度市のほうの意向も必要じゃないかと。当然、公平、公正さが必要なんですけれども、その辺は担保されて市の意見もある程度は必要かなと、反映することは必要かなと思います。

○川上 命委員長 ほかに御意見。

登里委員。

○登里伸一委員 私は、この委員会の構成10人以内で、6人がもう既に役所の人間ばっかりであるというのがどうも気になって仕方ない。初めから、まあ言うたら採決が決まっとるような状況にありますので、もう少し半々ぐらいになるような方法を考えたらいいいんではないかなと思っとるのですが。

○川上 命委員長 ほかに。

小島委員。

○小島 一委員 今、半々というのは、どういう意味での半々というのが公募というふうな意味合いを含んだるんかなというふうに聞いたんですけども、これ今言うたみたいに、

もう市がやるべき業務ということの中で、それに関連する部署の者がきちんと評価すると。そういうのであれば、この形でいいんじゃないかなと。

それと、あと先ほどもあった小規模事業者の育成という話も出ましたが、やっぱり小規模事業者であれば、やっぱりＪＶというか、共同で応募するとか、いろんな方法も考えられるわけで、やっぱりそういうことが、車がうちは２台しかない、あんたところは１台しかない、会わせたら３台あるやないかということであれば、やっぱりそれもありかなというふうな感じで、やっぱりある程度の基準というのは、それは市民サービスに直結する問題ですから、それはやっぱり必要かなというふうに思います。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治議員 先ほど来の蓮池委員の意見も、市民の業者の立場からすれば重々わかるんですけど、このごみ収集云々の問題については、再々いわれてますように、市民生活に最も密着した公共性の高い業務であると。毎日の生活に直接かかわってくることなんで、一般的な一般競争入札で経済性だけでというのはちょっとやっぱり性質が違うものだろうと思います。市が責任もってやらなあかんのですから。だから、やっぱりこういう総合的な、さっきの話だったら、技術面と価格面を総合評価をして決定していくと。これは、長年のやってきた行政としての生活の知恵から編み出してきた方法やなというふうに認識します。

○川上 命委員長 ほかに。
登里委員。

○登里伸一委員 結局、業者も今までのジョイントもあるし、合併もあるんだと思うんですけども、業者が育たなかったら結局競争がなくなりますね。だから価格なんか下がるはずがないんですね。ですから、それをするような運用が非常に大事ななと思っておりますので、そういうことを言っておるところでございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 競争が大事か市民生活が大事かということかと思います。ですから、競争を全面に出すということ、先ほど冒頭に私も言いましたようにちょっと性格が違うんかなということで、やはりその辺考慮した運営が必要かと思います。

○川上 命委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 意見がございませんので討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第73号、南あわじ市一般廃棄物収集運搬業務受託者選定委員会条例制定について、
原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○川上 命委員長 挙手多数であります。
よって、議案第73号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
暫時休憩して、11時より再開をいたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

○川上 命委員長 再開をいたします。

② 議案第74号 南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例制定について

○川上 命委員長 次に、議案第74号、南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 この条例について2、3質問をさせていただきます。
最初に、第1条で2行目に、一時避難施設として活用するためという記載があります。
これは本会議の質疑でも質問をされておったのですが、人形会館の補助金で避難施設の性格を持たせた補助金があったと思うんですけども、こういう表記は必要なんでしょうか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） この事業につきましては、みなと交付金事業で実施しておるもので、災害発生するときには避難施設として整備して、その中に観光関係、人形浄瑠璃館を設置して、情報発信をしてにぎわい空間を創出していくといったような目的がございまして、そういう意味から、その事業趣旨から災害発生時には避難施設に活用することと。また管理運営上、防災意識を高めていくということからこういう文言を入れさせていただいております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 交付金の関係で、入れないと交付金がおりにないということですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） そうではございませんが、やはり事業趣旨にのっとった形でこういうことにさせていただいております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 3月11日の震災から、中央防災会議やまたその地域、南あわじ市の地域防災計画等で避難場所等の見直しがされると思うんですね。そこに、恐らく説明からすると避難場所として指定されるはずですね、その新しい人形会館が。ですから、その指定を待ってから、もしくはその地域防災計画の中で避難場所としてうたっていくのが本筋じゃないんですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 先般も、本会議で質問の中にもございましたが、やはり東日本大震災の教訓を受けて、まずは高台へ避難するといったようなこととございます。それで、今回のこの事業につきましては、今、暫定で2.0倍といったようなことがいわれておりまして、それでこの事業設定の時にはそれ以前の5.3メートルであったというようなことから、今回のこの事業目的に合ったような形でこの設定をさせていただきとるものでございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 とすると、この条例に基づいていけば、施設に避難所の表示は予定されてるんですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 当初の計画では、県との協議の中でそういった話がございします。それで予定しております。ただ、今おっしゃられましたように、暫定でそういった2倍のことが出ておりますので、こういうところは関係機関と十分協議したいと思いますし、今現在のところは、こういった形で進めたいと考えております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 3.11の東日本震災でも、避難所として指定された、あるいは児童等の誘導においてマニュアルどおりにしたにもかかわらず、津波に遭われて亡くなられた方もおられるということで、そういうことになると、これは将来行政に対しての訴訟問題に発展するということになると思うんですね。となると、当然震災発生時に津波予想した場合は、高台へ逃げるというのが大前提でありまして、積極的にこういう条例にそういうのを表示、または施設の回りに表記するということは非常に将来への危惧が予想されるんですけども、その辺はどういうふうに考えてますか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 例えば、今、暫定で出ておるわけなんです、それが決定して、それで地域防災計画の中で、今はこういった一時避難施設といったような形の考え方が防災担当のほうではあるようでございますし、そこらは決定したところでまた協議が必要かなという、今、認識をしております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 そういう将来の危惧等も考えると、地域防災計画の策定を待っての避難所のハード的なこと、例えば表示とかをして、これは県からのそういう補助金などと交付金ですか、一つのそういう性格にあるということは重々わかっておりますけども、

この人形浄瑠璃館条例は、人形浄瑠璃館に関しての条例にすべきであるというふうに思うんですけども、防災と切り離した考え方で条例をつくっていただきたいなと思います。

一たん終わります。

○川上 命委員長 ほかに。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 私も、今、久米議員が言うとおりの、全くそのとおりやと思います。ことがあったときに、いわゆる行政に対する訴訟ごとの対象になってしまう。無理に、これを一時避難所という文言を入れんとすむんだったら、私も切り離すべきやと思います。もしかしてそういう事態に陥ったときには、できるだけ市の責任をかぶらん方法を考えておくべきやと思うんです。この間、一般質問もさせてもらてんけどどうもかみ合わん、いわゆる現実に日本でもう13メートルとかいう津波が発生しとるわけ。それを、いや県の想定を待たないかん、国の想定を待たないかん、それによって国の県の補助金がおりてくるとかいうふうなことににかかわらんのであれば、当然この文言は控えといたほうがええのではないかなと思います。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） この事業趣旨からして、こういった形で進めさせていただいておりましたので、現在のところこの一時避難避難施設ということで表現させていただいております。ただ、もうおっしゃられるように、高台へ逃げるといったようなことが第一番でございますし、万が一逃げおくれた方が、40分、50分あるんですが、そこにもあるというようなことで、当然これからそういったところは協議する必要があるんですが、誘導関係でもここへここへというんじゃないしに、まずは高台へという避難訓練、防災訓練なんかを実施することによって、そういったシステムといいますか、そういったものが構築されるのではないかなという今現在考え方でおります。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 現実に避難誘導するのと、この建物に関してこの文言が無理に入れる必要がないのであれば、趣旨はようわかつとんねん。趣旨はわかって、その趣旨の意味を組み込んだ中の建物にしとるわけで、それはようわかつとんねん。そやけども、あとの運営上で、わざわざ私とこに何かあったときは責任ありますよと言わんばかりの文言は入れる必要はあるのかなと。入れんとすむんだったら、わざわざ入れる必要がないのかなとい

う意見なんです。あんたがたは、それで入れといたほうがええと思ってしとんのだろうけど、違う目線で見ればわざわざ入れる必要はないんでないのかなと、そのように思います。

○川上 命委員長 教育部長。質問に的確に答えてください。

議員さんの質問は、責任とかそれやったら省いといたらというのを、あんたら例とかいろいろ言いようけど、確定的なことをこっちに答弁せんことには。なぜですか。

暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 10 分)

(再開 午前 11 時 12 分)

○川上 命委員長 再開いたします。

教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 申しわけございませんでした。

やはり、この事業趣旨それからそのみなと振興交付金の補助例として、防災に関する合併特例債も活用、適用していただいてる関係上、やはりこの文言は入れたいと考えておるところでございます。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 一部関連しますけども、今、防災の一時避難施設ということを入れなくあいが悪いというふうな答弁いただいたんですけども、そうすれば、ここしか出てないんやな。あとの条例の条文において、一時避難所としてどういうふうにするか、これはもうマニュアル化要綱細則で決めるということでございますか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） さようでございます。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 それと、これはもう当然総務部の防災課と話しながら、当然避難施設の表示も必要になってこようと思いますし、なかなか教育部だけの判断でここが避難施設

ですよというふうな表示もしにくいと思うんで、その辺の打ち合わせ、調整をきちんとやられておると思うんですけどいかがですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） まだ話し合い程度でございまして、詳細についてはまだこれからでございます。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 それから、ちょっと今の部分から離れますがよろしいか。

中身について、特に入館料ですね。例えば、8条減免の部分で、身体障害者手帳の交付を受けている者について減免すると、免除するというふうに書かれてる。これは、介助者はどないなるんですか。介助者。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 現行では、今現在なんですが、手帳を持っておられる方だけが今現状になっておりますので、今後もその手帳を持っておられる方のみが対象となってくると考えております。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 これは、今どこでも大体障害者がおって、その介助者1名については減免するというのが普通の状態やと思うねんの。やっぱり、そこらは考慮したらんと。障害者だけただでも、障害者だけで行かれへん場合も多々あるんで、その辺どないですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 今のは現行でございましたし、その詳細につきましては、内規等で今後協議して決定していきたいと考えております。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 もう1点、この入館料は、展示資料物の閲覧というか、見るだけでも

この1,500円というのがいるのか。これは、当然浄瑠璃の上演を含んだ値段やと思うんやけども、この辺はどないですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 当然、上演を含んだ料金でございまして、これにつきましても、例えば時間が終わったあとに、中だけ見学させていただきたいというようなお客さんもこれは当然出てきます。そういったときには、また内規等で、現状を踏まえまして決定していきたいとそういうふうなところでございます。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 できるだけ柔軟に、できるだけたくさんの方に見ていただく。当然、この事業の中にも5番までいろいろ列記されておるわけですから、できるだけたくさんの人に見てもらおうというのが本来の趣旨であろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この、人形会館条例の性格についてちょっとお聞きしたいんですけども、普通、例えば一つの学校を設置するとなったら、その学校の何たるかというのは、例えばある小学校、私学の小学校であれば校長部とか教頭部とかね、職員体制のことも書いてある。普通の審議会なんかだったら、委員のメンバーとか、委員長とか出てくるんやけども、これはあとに指定管理者云々となってるから、例えば浄瑠璃館だったら、当然館長なんか必要だと思うんですよ。どういう職員、指定管理はどこになるかというのは大体ある程度想像つくんですが、そういう職員体制ですね、組織です。その辺のことは、やっぱり規則でつくろうということで考えとんかな。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） これにつきましては、指定管理者制度が前提で今現在考えておるところでございまして。詳細につきましては、今後検討委員会で協議していくわけですが、その職員体制については、今はそういう館長とか、そういった職のある職員をおくという考え方はございません。それで、組織的には、現在のところ教育委員会の

所管で進んでいくのかなというような考え方でございます。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員 これまでの一般質問とか、この文教委員会での質疑をずっと聞いてましたら、やはり現在の人形座の運営状態非常に厳しいと。何が厳しいかといったら、その運営と管理というのを一人でやってるような印象があるねんね。それでは、やっぱりどだい無理やというような。それで、財政的にも非常にだんだん厳しくなってきたと、大きな課題があるというような中で、やはりこの浄瑠璃館条例としたら、その辺のことをある程度踏まえてば一んと打ち出しておく必要があるんじゃないかと私は思うんですけど。何か、現行のやつを人々がどっと来てそのままやれよというんではちょっと弱いん違うかなと思います。今のを好転させていこうと思ったらね。大きなエネルギーが必要であるし、それを補完するような組織が必要やと私は思います。その辺、これ見よったら何も出てない。入館料とかそんなんばっかり出とって、一番大事なこれから組織体制どないしていくんか、ある程度青写真これに出ててしかるべきやと私は思うんですがいかがですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） そのことについては、ここでは当然うたっておりません。それで、指定管理を前提としておる関係で、いかに管理をするところの組織がしっかりせねならんというようなところになってくるかと思えます。それで、現在もその人形関係のところをそういったお話し合いもさせていただいて、いかに強化していくかそこらが非常に課題になっております。それは、人形協会の中で経営会議という組織をつくっていただいて、そこで協議を重ねていただいとるところでございまして、その辺も課題になってございまして、それをこれから具体的にどういった形で取り組んでいくかといったところも合わせて協議をいただいております。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員 西淡地区にある玉青館ですよね、あそこもああいう管理になったら、学芸員の資格を持った市の職員がいると思うんですが、やっぱりこういう人形会館みたいなこういう施設になると、やっぱりそういう特定の資格を持った人が必ずいるというようなことなんですかね。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） そういうことはございません。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員 とにかくこの人形会館、我々非常に期待してる施設であるし、南あわじ市の観光の大きな目玉になるという可能性を秘めた会館ですんで、やっぱり組織体制を
かっちりやって、運営と組織というのをしっかりと分けて、効率的に運営できるように頑張
っていただきたいと思います。
終わります。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 附則のところですが、施行期日のことで、質疑にもありましたが、
公布の日から起算して1年は長いんじゃないかと。これのとき、余裕を持ってということ
なんですけども、3月末の工期ということで、我々も議会のほうも心配しておるわけですが、
けさほどもちょっと福良を回って足場の立ち上がりぐあい見てきたんですけども、ど
うも素人目に見ても、そのときに本会議で質疑された蛭子委員でしたか、工期が本当に守
れるのかというようなことを言われておりました。この辺もう3カ月しかありませんし、
とてもじゃないけどもというふうな気がしますがいかがですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 先般、御質問があったわけですが、非常に厳しいと
いうような御答弁をさせていただきました。実は、今、委員おっしゃられますように、こ
の工期につきましては、3月末工期が今現在難しい状態になってきております。それで、
繰り越しについて、今、手続をさせていただいておるところでございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 厳しいと言ったのが難しいになってきて、結局できないとい
うことですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 3月末では、現在のところできないというようなところでございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 その情報というんですか、教育部がつかんだのはいつごろですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 11月の後半だったと記憶しております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 それは、施工業者あるいは設計事務所等からの情報ですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 先般も御答弁させていただきましたように、業者、工事管理者を通じてであるし、また12月初めの工程会議でもそういった話し合いも出たところがございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 おくれるということなのですが、いつごろになるんですか、竣工は。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 竣工につきましては、今現在まだ協議中でありまして、今、国交省の関係の機関と協議を進めさせていただいてるところでありまして、その繰り越しにつきましては、1月中には判明する予定でございます。それで、そのころにはその工期につきましてもきちんと調整をして決定していきたい。また、そのときにはまた御説明もさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 その、当初予定しとった竣工期日が次年度にずれ込むとなると、問題がたくさん発生してくると思うんですね。契約上の問題、あるいは責任問題、あと先ほどから言うてます繰り越しがもうできないその補助金の問題。あと、人形座が3月末で新しい人形会館に引っ越すというのがあるその人形座の処遇等ですね。その辺、問題がいっぱい発生すると思うんですけども、その辺どのように考えてますか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） この、繰り越しの関係で、いろいろ問題があるというところでございます。それで、この完成時期をできる限り前倒しにするような努力は、監理業者それから請負業者も当然努力はするところでございますが、その辺を判明した中で、人形座の営業関係につきましても並行して協議して一体いつになるのか。それで、営業関係当然予約の関係もございますので、そういったところも合わせて協議をしていきたいというふうに考えております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 もうちょっと詳しく聞いていくんですが、工期が契約した日に終わらないということになると、何か条項というか、契約時点の取り決めがあるはずですね。一般的には違約金とかいうのがあると思うんですが、その辺の契約内容はどないなってますか。

○川上 命委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 違約金につきましては、原因が業者側にある場合については市としては請求できるということで、その時点の出来高を引いた残りの分に対して年10.75%かける遅延日数ということで規定がされております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 その違約の条件に、遅延理由が業者側にあるという場合は請求できるとなってるんですけども。そしたら、その遅延理由は何ですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 9月に、本当に御審議をいただいたところでございますが、基礎工事におきまして、水の関係それから障害物の関係、そういったところが主な今回は理由でございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 基礎工事で手間取ったということですが、これはもう契約時点でそういう情報も業者にわたってるはずですし、それを受けての入札だったと思うんですね。この辺は、責任の所在をはっきりとさせておかないと、後々市と業者の間に問題が起きると思うんですね。その辺は、業者の方ははっきりとその要因は認識されておるんですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） そういった認識もしておるし、後ほど御審議いただくんですが、そういった形で変更契約で3月末を目指してやっておったというところなんですけれども、今回どうしても3月末完成ができないというようになってきたわけでございます。

○川上 命委員長 委員長として、この問題こう水かけ論でやっても、最終的にこの議案まだ83号あるんで、それすんでから一つこのことについてははっきりと答弁をいただきたいし、1月といいよったら委員会もそういった決めというものをはっきりしたいと思うんで、どうですかあとで。

○久米啓右副委員長 あとで結構です。

○川上 命委員長 よろしいですか。これは堂々めぐりになってもいいかんし。そういうことで、この議案の終結後にこのことははっきりと、文教委員会としても決着はある程度つけたいと思っておりますのでその点一つ、どうですか委員さん、よろしいですか。

ほかに。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今までに、地区の中の話として、地区の住民の集会の場所としてこの会館を利用させてもらおうと、それはどうぞというふうな話の中ではあったんですが、現実こここの入館料の減免のところで、いわゆる市長が特に必要と認める者というふうな解釈

での中で使わせてもらうのか、できればこの中に1項地区とのかかわり合いを入れてほしいとは思いますが。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） この、特に市長が認める場合というようなところがあります。それで、現実的にここが人形芝居の専用劇場であることから、多目的に使えないという現実がございます。そんな中で、今後、管理運営していく中でそういった協議が当然なされなならんし、ただこの人形公演、例えば特別公演なんかするときに、今、経営会議の中でも、例えばの話なんです、だんじり歌なんかと何かの形で競演してする方法もあるんじゃないかといったようなお話が出ておるんですが、集会的には非常に使い勝手が適したホールで、専用劇場でありますので、ございませんので、その辺は非常に厳しい状態があるのかなというように考えております。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 福良にまちづくり推進協議会というのがあるのを御存じですな。その会長から、いわゆる今現在ある公民館のありようをちょっと視野に入れた話に入ろうとしとるんですが、そのときにちょっとした福良の集会には使わせてもらえるねんという話が口頭で聞いてます。それでちょっと確認をしよるねんけども、その人形座としての支障がない限りにおいて、何か200人余りの人が入れるというふうにそのときも話してました。だから、それぐらいの規模の、福良の地区としての住民集会したりするときに利用がさせてもらえるという思いでおるんですよ、皆さん。そやから、そういうふうなことがもう口頭でやりとりをしていかんなんのか、そこらのところの確認をしときたいんですけど。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） やっぱり、そういったところは口頭、この条例上ではそういったところはあんまり触れてないんですけども、口頭ではやはり確認しにくいのかな。それで、今後指定管理、細かいところを決めて決定させていただく中で、そういったところも触れなならんのかなという気がしますが、ただ集会的には公民館もございますし、本当に専用館でございますので、非常に何かの芸能と何かの形で一緒にやるとか、そういったところは今現在考えられると思うんですが、集会的なものには少し厳しいところがあるのかなというように感じをしております。

○川上 命委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 3 7 分)

(再開 午前 1 1 時 4 0 分)

○川上 命委員長 再開いたします。
教育部長。

○教育部長（岸上敏之） その開館の福良地域の方の使用につきましては、完成したときに現地を見ていただいて、今度そこで芝居する、いわゆる人形座の支障のない限りというところで十分確認をさせていただいてしたいなというように思います。

○川上 命委員長 ほかに。
登里委員。

○登里伸一委員 先の同僚議員の一般質問と、それから人形座、またその淡路人形協会の人たちとの懇談会がありましたね。そのときにも私も行ったんですが、あの海岸線 7 0 0 キロにわたって来まして、そのすべて、例えば南三陸町でも防災センターのようなところはもう柱だけになってますね。この建物の形から、恐らく前のなないろ館とか船等がぶち当たったらもうひとたまりもないと思うんですよ。もう、マイクロバスが 3 階や 4 階に上がったり、大きな船が 2 階か 3 階にあるような状況を見てきましたので、それを考えますと一時避難所というのは非常に本当に危険だと思います。1 4 メートルあるという答弁でしたけども、たとえ 1 0 メートルであってもものによっては船なんかあたったら一発であかんだらうと思うんですね。だから、一時避難所というのを避けられるのならばできるだけ出さない。何でかという、一時避難所に指定したら、必ず看板を立ててここですということをせないかんと思うんですね。ですから、そういうことになったら、やっぱり市の指定が悪かったということになりますから、できるだけ外せるなら外してほしいというのが私の意見です。

それからもう 1 つは、最後の松島町の、あの松島の船で観光する施設がありますが、ちょうど瑞巖寺のそばにあるんですけども、そのときの話をさせていただきます。あそこには、修行僧が 3 5 人か 4 0 人ぐらいおりまして、それから町内会の人たちと 5 0 人ぐらいがつじつじに立って誘導すると。「もう訓練のたまものでした」とこう蓮池委員も言っていましたけども、本当に何をおいてもたびたびの訓練のたまもので、当日もそのとおりみんな動いてくれたと。それでも、お客さんは 1 5 分から 2 0 分間は全然避難してくれなかつ

たというのが本当の筋なんですね。それから、瑞巖寺なんかは上にありますから逃げられたんですけども、結局それによってそのときの観光客等には犠牲者ゼロだった。町内では、他所の地域の町内で2人ほど亡くなっておりましたけども、そういうことで、防災訓練が非常に大事であるということを痛感いたしましたので、この条例にもそういうことをはめ込めないかなという思いが強いんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） この条例には、我々のほうとしては入れる考えは現在のところございません。それで、防災訓練、避難訓練、そこらにつきましては、この事業開始のときから近隣の関係者とこれから、例えば協議会、あそこの港湾の関係の協議会も県の組織でございますので、そこらと合わせながらそういったマニュアルづくりをして、これは防災関係部署になってくるんですが、そこらと十分協議しながら進めていく必要があると認識しております。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 やり方もあるだろうと思うんですが、素朴な質問で、条例にはそういうものを挿入するというのは、それ条例としてはおかしいんでしょうか、その辺はどうでしょうか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 浄瑠璃館の設置条例でございますので、余りなじまないのかなという考え方でございます。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 理解できましたので。けれども、訓練とそれをするという、実行していくということが非常に大事なことを肝に銘じていただきまして、ただいま答弁いただいたように、近隣の施設、県の人たちとも連携しながら、絶対に訓練を欠かさないようにやっていただきたいと思いますので、お願いいたしまして終わります。

○川上 命委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

皆様から自由闊達な御意見をいただきたいと思いますので、挙手の上よろしくお願いたします。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 この、一時避難所の文言を入れるか入れないかというのはかなり問題になると思うんです。今の答弁を聞きよったら、無理に入れんでもかまへん、そういうふうな雰囲気と受けとめた。なら、この文言を入れると成案させるような委員会として、もし執行部がそれがもう抜かれへんとしたら、何らかの委員会として処置をせんなんのでないのかなと思うねんけどどないやろか。

○川上 命委員長 今の御意見に対して。

小島委員。

○小島 一委員 この、一時避難所ということで、市が責任をできるだけかぶらんようにというふうな発言やねんけども、計画で見たら避難階屋上まで13メートル40という、想定では10メートル、倍として10メートル60。だから、市ができるだけ訴えられんようにという配慮は当然あってもええんやとは思いうんやけども、これ言いよったらどこまで想定を上げるんかというふうな話にもなってくるし、やっぱり一番大事なのは市民の命というのはもちろんこれはもう変わらへんことやけども、緊急の際の避難場所として、やっぱり4階5階以上の建物は、福良の中においてもそういう建物は一時避難施設として今後指定されていくんかなというふうに思うんですよ。ですから、市の責任としてやはり10メートル以上あるのであれば、やはりはっきりと一時避難場所として、この高さは何メートルありますよということを明記した上で指定してしかるべきかなと。余り、市自体がそないしよったら逃げてしもたら、本当に市民の安全いうたら考えられるんかなと、逆に僕はそんなふうに思うんですけどね。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そやけど、この前に南三陸町に行って話聞いてん。その話を現実に聞きよったら、もうその想定というものの怖さ、それはもうひどい目に遭うとるわけやけども、ここで大丈夫ですわというてそこへ逃げ込んだ人が、いわゆる町の防災センター、6

0人ぐらいそこへ駆け込んでおつたと、津波が引いたら10人足らんぐらいの人しかおらなんだと、皆連れていかれたと。テレビでよう報道されとったけども、町長がどっかの上へ上がって、まだ下から押し上げられて、押し上げた人が流されて、押し上げられた人が助かったというような状況なんで、あえて責任を迎えにいく必要はないのかなと。

とにかく、市民の人たち、観光客の人たちにもとにかく高台へ逃げろと。今ここも心配しとったように、仮に観潮船の船が、これ昼間だったら船員も皆そろとるさかい、要は瀬戸内海のほうへ船を持っていったら助かるわけ。あと、そこらに残っとる人にしても、福良の八幡さんが近くにあるねんけども、高台で。そこへ行くのに、この間も歩いてみたら3分、3分で行けるねん。地理も、地元のことやからようわかっとして、最短距離で行けて3分なんやけども、倍かかったって10分前からへんねん。十分逃げる可能性はあるのよな。今、福良地区でいわれとんのは、小学校が一時避難所になつとる。それより低いところの建物は、小学校より高い建物はないんよな。全部水没してしまう。そやさかいに、仮に波高がちょっと低くて何があったって、その発生する時期によって、あの咸臨丸、日本丸というのが避難でけんで仮にまともに受けたときには、それは今の人形会館へ避難しとったところでやられてしまう。現実、あれ大船渡やったかな、300トンぐらいの船が上に上がつとんねんさかいな。そら、あんなん来てそこら中なで回されたら、それはひとまりもないと思う。そやから、あえて何かのときに責任を受けにいくようなことより、責任逃れや言うたらいかんねんけども、そこでなしにそれに変わってとにかく高台へ避難する訓練を常につけといたら、一時避難所としての文言までいらんかなという思いはあるんです。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 蓮池委員のおっしゃることもようわかるんです。当然、時間的に逃げられる人は一時避難場所の建物に逃げるんじゃなくて、今言われたような八幡さんとか福良の小学校であるとか高台へ逃げるのは当然の話。ところが、先ほども言われたように、観光客は逃げるのに10分ほど動いてくれなかったと。逃げおくれた人が、目の前に来てる波を見てどこへ駆け込んだらええねんというふうな目標はやはりしといたらんと、これはもう完全に安全かどうかということの保証は、それはもう想定やからできへんと思うねんけども、やはり2階3階の建物よりもこっちの方が高いですよと、比較的まだちょっとでも高いですよというふうなことで、一時避難場所としての明示と、高さ何メートルありますよというふうな明示をしておいてやるのが、やはり一つの行政としてもしておくべきことかなと。だから、もう地震が来たらすぐにそこへ逃げなさいよというんじゃなくて、時間がある人はより安全なところへ逃げると、それは日ごろの訓練でそういう習慣をつけておくということやと思うんで、だからその結果、それは今まだ東日本のほうでそういう一

時避難所が低かったやないかということの訴訟もまだ見ておりませんが、そればかり心配しとってはいかんのかなというふうには僕は思うんですけど。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今の、小島委員の意見と基本的には一緒なんですけども、第1点目は一時避難所としての指定をするかどうか。これは、今までの国や県との関係においてやっぱり必要だろう、条例にはやっぱり入れておく必要があるだろうなと思います。

もう1点は、やっぱりこういう大震災のときに一番大事なのは初動やといわれねんね。最初の動き。先ほど来、福良在住の蓮池委員がおっしゃってるように、私が見てもあのような大きな津波が来たら、前のなないろ館がばっと流されてぶつかったら多分あかん。だから、いわゆる普通いわれとる一時避難所としての機能は非常に私は危険だと思う。やっぱり、あのへんの人は皆高台へ逃げると、これは大原則だと思いますよ。ただ、小島委員がおっしゃったように、やっぱりその土地の人は皆、地震が来て50分したら津波が来るぞと皆高台へ逃げるんやけども、観光客はわからへんですよ、どないしたらええんかと。やっぱり、そういう意味での最初の避難する場所としての人形浄瑠璃館であるという、多分私は近所に町内会に寝たきりのおじいちゃん何人かおるのでいつも思うんやけども、あの人たちをどのように一緒に逃げさすんかということを考えよったらやっぱり車を使う必要があると、そういう人たちに関しては。ということは、道路の事情もちろんあるねんけども、やっぱりそこにおってもうて元気な人は逃げてもらおうと、そういう人はまた車で運ぶというような、そういう具体的なマニュアルをこれから考えていかないかんと思うんですが、そういう意味での観光客用の最初の駆け込み寺みたいなところでの避難所と、これは必要やと思います、あの辺は。回り皆平地ばかりやしね。だから、そういう意味での活用ができるんじゃないかと私は思います。

○川上 命委員長 ほかに。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 私の質問の中で、浄瑠璃館の条例と防災施設、避難施設を分離して考えたらよいということを申し上げたんですが、その後の執行部の答弁で、みなと交付金、合併特例債という費用を使つてするにはこれが必要だというようなことを答弁しておりましたので、必要であるならば表記はやむを得ないかなというふうに思います。

○川上 命委員長 ほかに。
登里委員。

○登里伸一委員 蛇足ですが、津波が来るというので車で逃げるのが一番危険なんですね。ですから、障害者やああいう介護が必要な人はもうほかの方法が一番いいんです。それはそれとして、この一時避難施設ということはどうしても入れなくてはいけないというのは、今どっちが本当なのか僕らもはっきりわからない。入れたほうがええというのか、絶対入れないといけないかというのは、それがもう一つ確認できてませんのでつらいところなんですけどね。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員 さっきの答弁からすれば、入れる必要があると、入れないかんねやと私は解釈したんですけどね。

○川上 命委員長 それはお互いの解釈。
ほかに。
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 建物に高さの表示するのは別にそれでええと思うねんけど、その避難所としての文言を入れるか入れへんか。

○川上 命委員長 意見も出尽くしたようでございますので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 異議がございませんの、これより採決を行います。
議案第74号、南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○川上 命委員長 挙手多数です。
よって、議案第74号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
暫時休憩をいたしまして、午後1時より再開をいたします。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時00分)

○川上 命委員長 再開をいたします。

③ 議案第75号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○川上 命委員長 次に、議案第75号、スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

質疑を承ります。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 スポーツ基本法が、これは議員立法になってたようですが、施行されてそれに伴う条例の改正なんですけども、その基本法というのは、その理念とか目的というのはどういうふうにつかんでおられますか。

○川上 命委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 改めまして、失礼いたしました。のどを痛めておりまして、お聞き苦しい点御容赦願いたいと思います。

まず、御質問のスポーツ基本法の理念についてなんですけども、このたびのスポーツ基本法の制定にかかりまして、地方公共団体あての文部科学大臣通知「スポーツ基本法の公布について」。これによりますと、旧法である昭和36年に制定されましたスポーツ振興法の定める施策を充実させつつ、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとの考えに立った新しい時代におけるスポーツの基本理念を呈示し、国、地方公共団体、スポーツ団体を初めとする関係者の連携と協働によってその基本理念の実現を図ることを具体的に規定するものということで示されておりました。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 ねらいがあると思うんですけども、その法のねらいというんですか、何を目的としてるんですか。

○川上 命委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） このたびのスポーツ基本法の改正目的のねらいなんですけども、スポーツ基本法は、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する認識が大きく変化する中で、時代にふさわしい法を整備することは急務の課題であるとの認識。これは、衆議院の文部科学委員会での委員の発言でございましたが、この認識のもと、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を全部改正する形で制定されたとのことでございます。

なお、環境の変化として、具体的にはスポーツを行う目的が多様化、地域におけるスポーツクラブの成長、競技技術の向上、プロスポーツの発展、スポーツによる国際交流や貢献の活性化、スポーツをめぐる状況が大きく変化してきたことなどが挙げられます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 条例には、振興という言葉から推進という言葉に変わってますけども、これはどのように市としてはとらえていますか。

○川上 命委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 広辞苑によりますと、振興とは奮い起こして物を盛んにすること。推進とは、推し進めることと記載されております。このことから、昭和36年当時は、昭和39年の東京オリンピックを目前にして、スポーツを奮い起こして盛んにしないといけない時代でしたが、現在は既に奮い起こされていることから、推進という今にあった言葉に置きかえられたものと理解しております。

○久米啓右副委員長 終わります。

○川上 命委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上 命委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

皆様から自由闊達な御意見をいただきたいと思いますので、挙手の上よろしく願います。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 意見がございませんので討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第75号、スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、
原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○川上 命委員長 挙手多数であります。
よって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

④ 議案第76号 南あわじ市スポーツ推進審議会条例制定について

○川上 命委員長 次に、議案第76号、南あわじ市スポーツ推進審議会条例制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑をどうぞ。
森上委員。

○森上祐治委員 ちょっとお尋ねするんですけども、第2条所掌事務のところ、第2号かな、補助金の交付に関することということで、新たにつけ加えられているんですけども、これまでも交付はされてきたと思うんですね。あえてここで入れたというのはどういう理由があるんですか。

○川上 命委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長(山見嘉啓) この点につきましては、第2条の所掌事務におきますこの追加についてなんですけども、旧法の第23条におきましては、スポーツ団体

に対して補助金を交付する場合には、スポーツ審議会等の意見を聞かなければならないと規定されておりましたが、新法第35条では、スポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聞かなければならないと規定されております。いわゆる、その他の合議制の機関がつけ加えられたこととなります。この場合、意見を聞く相手はスポーツ推進審議会等に限りませんので、スポーツ振興審議会をおいた場合でも、当然にスポーツ推進審議会の意見を聞くことにはなりませんので、条例ではスポーツ推進審議会の意見を聞くことを規定に追加いたしました。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この、推進審議会条例の中で、地域スポーツ計画というのを作成するというような文言が入ってるんですけど、これは必置義務というか、新たにこの中央でのスポーツ基本法ができた動きに対して連動して、各地方自治体のスポーツ団体も必ずつくる必要があるという形になってるんでしょうか。

○川上 命委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 先の旧法におきましては、市町村の教育委員会はこの基本的計画を参酌して、いわゆる国がつくった基本計画なんですけども、それを参酌して、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする、義務規定としておりました。ただ、今回の新法によりますと、地方公共団体はスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画、地方スポーツ推進計画といいますけども、これを定めるよう努めるものとする、いわゆる努力義務規定となっております。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ほかのいろんな分野でも、最近は地方分権というような流れの中で、地方自治体での何とか推進計画とか、例えば地域福祉計画とか、いろんな地域ごとにそういう計画の策定という動きが活発になされておるんですけども、そこには必ず学識経験者というのが入ってるんですよ。この南あわじ市も、この地域スポーツ計画を策定する計画はあるのか、どういう学識経験者というのをここへ呼んでこうしているのか、お聞きしたいと思います。

○川上 命委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） このスポーツ基本法の制定によりまして、地方スポーツ推進計画、これを立てるといふうな方向になりました場合ですね、今回の条例制定に挙げさせていただいておりますスポーツ推進審議会、こちらのほうで諮らせていただくということで規定させていただいております。要は、現スポーツ振興審議会のメンバーによって、協議、意見をいただくということにしております。その、今の審議会のメンバーなんですけども、学識経験者として、一部医師も入っていただいております。また、臨床心理士の方にも入っていただいております。ほか、小中学校の体育の代表、校長先生にも入っていただいております。ほか、地域から推薦いただいた方々、そういったメンバーにお手伝いいただいているのが現状です。ですので、この地方スポーツ推進計画を今後推進していくために立てるといふことになりましたら、改めて別途、ほかの学識経験者が必要なのか、このあたりも検討した上で考えることになろうかと考えます。

○川上 命委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上 命委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員関連議を行います。

皆様から自由闊達な意見をいただきたいと思いますので、挙手の上よろしく願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上 命委員長 意見がございませんので討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○川上 命委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第76号、南あわじ市スポーツ推進審議会条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○川上 命委員長 挙手多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案第60号 平成23年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○川上 命委員長 次に、議案第60号、平成23年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 補正予算書の64ページです。歳入、診療収入、質疑でもありましたが、診療報酬が減収ということで補正が挙がっております。受診者数が減ったのかというようなことだったのですが、明確な答弁はなかったかなと思うんですけども、その辺もう一度確認したいんですが。

○川上 命委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 確かに受診者数が減っております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 いろいろ対策を講じておるんですけども、その効果があらわれたということと判断するのは拙速過ぎるんですかね。健康福祉部でいろいろ、健康で長生き「いきいき百歳体操」とかいろいろ施策打ってますよね。その効果が出てきたと思うのはまだ早いかなということです。

○川上 命委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい、確かにまちぐるみ健診とかで受診をいただいて、健康になっていただくようにはしておりますが、ただ診療所の場合は僻地診療所ということで、その人口が減ればやっぱりそのまま患者数の減少につながっていく。また、最近はより専門な医者にかかるという傾向もございますので、診療報酬が減っていると理解しております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 それと、どちらの補正予算で質問したらええか、どっちでもええかなと思うんですが、直営診療所の後期高齢者の受診率とかいう質疑もあったかと思うんです。それは健康福祉部長が調べればわかるというふうに答弁されておりましたので、調べておりましたら、その数を教えてください。直営診療所の受診率ですが、どっちで質問してもええかなと思ったんですよ。

○川上 命委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 後期高齢者も受診者数も減っております。

○久米啓右副委員長 終わります。

○川上 命委員長 ほかにございませんか。
登里委員。

○登里伸一委員 この補正は、人件費の調整と診療所収入の見込み減というふうに聞いておりますが、診療収入の見込み減というのは、どのような原因があるのか、もしわかっておりましたら、お聞きしたいと思います。

○川上 命委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 先ほども述べさせていただきましたが、その地域の人口減、また島外の病院への入院、施設への入院等が主な原因だと考えております。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 非常に景気が悪いというようなところで、収入が少なくなっているという状況がありますが、そのようなことで受診をしにくくなっているというような状況は、これは推測ですけども、感じるんでしょうか。

○川上 命委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありませんが、今の段階で景気が影響しているかどうかはわかりません。

○登里伸一委員 終わります。

○川上 命委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

皆様から自由闊達な御意見をいただきたいと思いますので、挙手の上よりお願いします。ございませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第60号、平成23年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○川上 命委員長 挙手多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑥ 議案第61号 平成23年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○川上 命委員長 次に、議案第61号、平成23年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

皆様から自由闊達な御意見をいただきたいと思いますので、挙手の上よりお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第61号、平成23年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○川上 命委員長 挙手多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑦ 議案第62号 平成23年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○川上 命委員長 次に、議案第62号、平成23年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 93ページです。保険給付費で、施設介護サービス給付費が減額されて、居宅介護が増額、4,000万円前後ですが、補正されております。これはどういう理由からですか。

○川上 命委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） まず、施設介護給付費のほうですが、3,700万円ほど減額しておりますが、これの減額の主な要因は、老人保健施設、これが約5,000万円減額になっております。当初見込みよりも利用者人数が14名減っておったということ、一方、特別養護老人ホームで約1,000万円、療養型のほうで500万円ほどの増と。差し引きとして3,700万円ほどの減になっております。いずれも主な要因は人数の見込みが少し違っておったということです。

一方、居宅介護サービス費ですが、そのうち、この項目には出てないわけですが、デイサービスの利用、これが379人の見込みが393人にふえた、単価も1,000円ほど上がったということで、1,600万円ほどの増になっております。

あと、訪問介護で770万円ほど、福祉用具の貸与で600万円余りというふうに、それぞれのサービスで利用人数がふえたことによって給付費がふえております。

以上でございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 利用される方の意思で、そういうふうに居宅介護のほうに回られたんでしょうか。恐らくそうであってほしいんですが、行政側あるいは介護サービス側から、その施設から居宅へのシフトを勧めたとかいうようなことがあったのではないかなという懸念がするんですが、その辺どのように把握されてますか。

○川上 命委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 市のほうから施設の入所者等へ在宅を勧めるというふうなことは一切ございません。このサービスについては、すべてケアマネージャーがサービスの提供を組みます。また、施設に入っている方については施設の計画をつくる人がおります。そういう意味で、市が直接働きかけるということは一切ございません。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 市ではなくて、施設あるいはケアマネージャー等の指導というのが、適正な指導はされていると思うのですが、居宅にシフトするというような動きですね、そういう裁量がなされたというようなことはないですか。

○川上 命委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 少なくとも利用者の方から、そういうふうな強引に勧められたとかというふうなことは聞いておりません。ただ、老人保健施設の場合はリハビリを主目的としておりますので、その状態が改善されれば、当然に在宅に帰る、あるいは他の施設へ移るということはありません。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 この件はいいんですが、もう１つ簡単なことを質問をしたいんですが、９０ページに繰入金があります。これは介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金が１万３,０００円なんですが、基金取り崩して保険勘定に入ってますが、同じ補正で９６ページ、支出で今度基金に１万３,０００円積み立てております。この辺のお金の動きが少し理解できないんですが、説明をお願いします。

○川上 命委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） まず、介護従事者処遇改善臨時特例基金ということで、その利息相当分を歳出のほうで積み立てております。そして、積み立てて、基金条例の中で、果実については積み立てるとなっておりますから、一たん積み立てております。積み立てた上で、この臨時特例基金については、平成２３年度限りの法律になっております。年度末が来ますと失効いたします。その関係もあって、すべて使い切ると。この場合、もしお金が余れば国に返納するということになっておりますので、果実についてはすべて基金に積んで、すべて使い切るという形をとっております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 １万３,０００円は利息ということですか。

○川上 命委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 特例基金のほうの２２年度末に、残高として８５０万円ほどございました。それに対する利息としての１万３,０００円でございます。

○久米啓右副委員長 終わります。

○川上 命委員長 ほかに。

登里委員。

○登里伸一委員 91 ページの款 10 市債、財政安定化基金貸付金というのを御説明願いたいんですが、本会議では足らずの金を歳入不足のため県から貸し付けを受けているということでありましたが、こういうのは継続的にずっと続いておるんでしょうか。

○川上 命委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） まず、4,500 万円、これは今委員おっしゃられたように、県から借りるお金でございます。ことし、これだけ赤字が出るということで借り受けるわけでございます。この4,500 万円については、平成21年度から23年度まで3カ年の介護保険事業計画で収支ゼロになるというふうに保険料の設定をしておりましたが、介護給付費、3年間で、当初見込みからしますと、当初計画では111億7,000 万円の計画だったのが、今現在、3年間の合計として115億円の見込みをしております。その差額が約3億3,000 万円でございます。その3億3,000 万円のうち65歳以上の人の保険料で賄う額が約20%ですんで、6,600 万円ほど必要になってきます。その6,600 万円が不足したわけですが、第3期からの繰越金で2,200 万円ほどありましたので、その差額として4,500 万円ほど不足すると。そういう結果として、今回、借り入れをせざるを得んようになったということでございます。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 よくわかりました。96 ページにある款7の諸支出金の目2に償還金というのがありますが、これは県への償還金ということですが、今のものとは関係あるんでしょうか。

○川上 命委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 先ほど説明した分とは異なるものでございまして、ここでの返還金は、平成22年度、介護給付費に対しまして、国・県から交付金をいただいておりますが、余分にももらいました、平成22年度。その余分にもらった分を今年度、精算としてお返しする分でございます。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 わかりました。そして、もとへ戻りますが、安定化基金の貸し付けを受けておりますと、結局、お金が不足するということがわかってきとるんですけども、そうしますと、一般会計から繰り入れができないというような話でございましたので、結局は介護保険料を値上げしていくということのほうにつながっていくのでしょうか。

○川上 命委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） そのとおりでございまして、第5期、すなわち平成24年度から平成26年度の3カ年で4,500万円を返還するということになります。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 変わりました、93ページの款1総務費、目1の計画策定委員会費というのが316万円当初で、47万5,000円の減額になっております。内容は第5次計画策定業務委託料ということですが、この項目からしますと、計画をするというのはすべて委託して、この金額だけということの理解でよろしいんですか。

○川上 命委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） ここでの委託料は、第5期介護保険事業計画を策定するためのコンサルへの委託料でございまして、計画策定には、あと策定委員会等の報酬とかほかには含まれております。この委託料、コンサルさんだけで計画をつくるというものではございませんけども、アンケート調査であったり、いろいろな分析とか、大筋での原案の作成とかということは委託しております。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 最後に、策定をしてもらうための市からの考え方とか状況等は、機械的なものであるというふうに理解してよろしいですか。

○川上 命委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） やはり市の、今、介護保険における課題等、どういうふうに解決していくか。それは大きな課題になっています。特別養護老人ホームの待機者が非常に多いというのは、本市にとっての非常に大きな課題でございます。それらの解決策

あるいは介護給付費の推計については、過去の数字とかを推計しながら、将来推計をするわけですが、それらはまた国のほうが定めたいろいろな電算システム等も利用しながら推計しております。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 最後に、担当部・課としまして、これから消費税等の引き上げもある可能性があるんですが、将来の見通しの所見をお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○川上 命委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 介護保険につきましては、各自治体によっても変わってくると思うんですけども、特に島内３市の状況を見ますと、南あわじ市が非常に介護給付費が上がってきているというのは事実でございます。そんな中で、第５期の保険料をどのような形で標準的なものを決めていくかと。非常に頭の痛い問題だと思います。今後、こういうふうな状況が続いていきますと、今の介護保険の制度そのものが、なかなか南あわじ市ではかなり維持するのに厳しいのかなと。ですから、一般会計からの繰り入れ等、そういうふうな手段があれば、またそういうふうなことでしのいでいける可能性もあるわけなんですけども、国保についての一般会計の法定外の繰り入れと介護保険についての繰り入れでは、やっぱり市民のとらえ方というものが異なってくると思います。

１号被保険者というのは４０から６４歳までの方が保険料を納めていただいておりますけども、その方々はほとんどはこの介護保険を使っておられない、いわゆる出しっ放しの状態です。ですから、その人に保険料をいただいているわけですから、さらにその上になおかつもっと多くの人の税金を投入するというのが、なかなか理解得られるのかなという問題もございますので、介護保険制度そのもののあり方というものも今後大きな問題になってくるのかなと。ですから、南あわじ市だけじゃなしに、そういうふうな自治体はかなりふえてきていると思います。ですから、保険料といって、保険料にすべて転嫁するというのも、今の御時世で、急激に何千円も上がっていくというふうなこともなかなか厳しいと。

そういうふうなことになるしていくと、待機者がふえていく、介護保険料は上がっていく。しかし、なかなか上げれないというふうなせめぎ合いになってくるので、介護保険制度そのものが、どういうふう to 今後あるべきかなというのは、やっぱり国として考えていただきたい時期がそろそろ来ているのかなと、そういうふうな状況でとらえております。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 状況を聞きまして、本当に大変だなと思います。けど、私自身の親の経験等から、非常にこの関係は必要としている制度だと思いますので、堅持できるような方法でいろいろと措置をして、継続していただきたいと思いますので、希望いたしまして、終わります。

○川上 命委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

皆様から自由闊達な意見をいただきたいと思いますので、挙手の上よろしく願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第62号、平成23年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○川上 命委員長 挙手多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑧ 議案第63号 平成23年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)

○川上 命委員長 次に、議案第63号、平成23年度南あわじ市訪問看護事業特別会

計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上 命委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

皆様から自由闊達な意見をいただきたいと思いますので、挙手の上よろしくお願ひします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上 命委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○川上 命委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第６３号、平成２３年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○川上 命委員長 挙手多数であります。

よって、議案第６３号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑨ 議案第８１号 公の施設の指定管理者の指定について（中央リサイクルセンター）

○川上 命委員長 次に、議案第８１号、公の施設の指定管理者の指定について（中央リサイクルセンター）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 この選定に当たっての募集要項、またプロポーザルの審査表の資料を請求したいんですが、よろしいでしょうか。

○川上 命委員長 お諮りします。

ただいま久米副委員長より資料提出の要求がありましたが、この資料について、本委員会で資料請求を行うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 異議なしと認めます。

よって、ただいま久米副委員長の資料を担当課に請求します。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 募集要項ですか、今初めて見るんですが、ごみ処理運搬業者は除くという項は、どこにありますか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 6 ページに書いてございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 6 ページの（４）次の各号に該当しない団体等であることというところに、①に書かれているということですね。本会議での質疑に、要件にあるということと言ってましたので、その確認をしたかったということです。

それと、指定管理料が、これですと資料の 10 ページですね、24 年度が 1,893 万 1,000 円となっております。これは年度協定で、24 年度分はそれだけの支払いをしますとなっております。25 年度、26 年度は金額がふえているんですが、これはどういう金額ですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） これは募集して、業者さんが 5 カ年の収支計画を上げてきた数字でございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 25年度以降の指定管理料はまだ決まってないんですね、年度協定の24年度分以外は。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 年度ごとに協定を交わす予定でございますけど、基本的に、この金額を変える予定は今のところございません。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 資料を提出するときに、そういう説明はなされたんですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） そういう説明を申し上げております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 ですが、この業者は毎年少しずつ増額されているんですが、これでいいんですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 今の施設なんですけれども、ごみがふえてくれば、ある程度経費が上がっていかうと考えております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 指定管理料を変更する予定はないと言いながらも、ごみの量に応じて変更するという答弁ですが、もうちょっと詳しく。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） いえ、ごみがふえてくるのを想定して上げていっている計画書だと考えております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 処理量に応じて指定管理料は変更になっていくという意味ですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） ただいま、ここにプラントが2種類ございます。1つはペットボトルの圧縮・こん包して搬出する。もう1つは、廃プラスチックですね、その選別・圧縮して搬出する業務なんですけれども、ただいまの機能に対しましての稼働率がございまして、ペットボトルで、今、約70%、廃プラのほうで30%、その量がふえてきますと、こん包する材料、フィルムで巻いたり、そういう経費がふえてくるものと思われます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 よくわかりません。

○川上 命委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） これ、募集要項の、先ほどお配りしました4ページの中ほどに、6番、管理運営業務に係る経費についてということで、募集の段階において、ちょっと黒く濃い字で、太字で出ておるんですが、2) 指定管理料の上限価格についてということの中で、指定管理を受けるに当たって作成いただく収支計画書に当たっては、年間の指定管理料の上限を2,150万円で提案してくださいという、そういった要項の中で、また必要に応じての現地説明等をやる中で、いろいろ質問もお答えする中で、シルバー人材センターにつきましては5年間で9,542万5,000円という額の提案があったということでございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 産建で指定管理された、サイクリングとかサンライズは算定基準がはっきりしてましたよね、算定基準掛ける何%。こちらのほうは算定基準を明記されていないと思うんですが、これはどういう金額を充てるんですか。

○川上 命委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 産建のほうのサイクリングなりサンライズと違いまして、これは収益を上げる事業ではございません。市が経費を負担して指定管理をしておる分の中で、そういった収益に応じて何%というような規定は設けてございません。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 では、その金額の根拠はどこから算出されたんですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まず、指定管理に係る経費のおおむね70%、75%が人件費でございます。それと、あと21年度、22年度、それと23年度の執行状況を見据えて上限を年間2,150万円と決めました。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 市が業者に払うのを指定管理料というんですよね。施設使用料との違いは何ですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） この指定管理者に入る施設使用料とは、その施設に持ち込まれる粗大ごみの手数料のみ、ここの指定管理者に入ります。粗大ごみにつきましては、3年前でしたか、無料期間を切って、半年間無料にしましたので、粗大ごみは非常に安定した数量で入っておりますので、その収益だけ指定管理者に入るものとして、プラス指定管理料の2,150万円以内を指定管理者に支払うものでございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 資料の16ページにおいて、年度協定書は、この目的は指定管理料を定めるものなんですか、それともほかのものを定めるものなんですか、この目的は。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） この目的は、施設の管理業務を明らかにするものが、まず1つと、それと、あと金額を定めるものでございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 わからないんですが、1条に、施設使用料を定めることを目的とするものである。4条に、指定管理料は1,893万1,000円とするということですが、施設使用料は定めてないと思うんですけども、どこで定めるんですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 施設使用料は、別記でもって、持ち込まれた粗大ごみの使用料をすべて指定管理者に支払うものといいたします。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 この協定書は、目的は施設使用料を定めると書いてますけども、この協定書には施設使用料を明記するというふうに解釈されるんですが、どこ行っとんのでしょうか。

○川上 命委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 施設使用料につきましては第4条、施設管理料という中で、年間、毎年更新の中で、24年度については1,893万1,000円というものでございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 1条の目的と4条の記述は違うと思うんですけども、その辺、矛盾してませんか。

単純に記載ミスであれば早く認める。説明できるんだったら的確に説明してください。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まず申し上げますと、指定管理者に支払うべきものは、その粗大ごみの手数料と指定管理料、年間1,893万1,000円でございますので、協定の目的といたしましては、施設使用料及び指定管理料でございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 単純に施設使用料を指定管理料と書いたらぐあい悪いんですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 使用料は変動します。指定管理料は年次協定でもって決定いたします。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 説明がよくわからないんですが、施設使用料はどのようにして決定するとかいうことが書かれてないですよ。私は指定管理料を1,893万1,000円に定めるための協定書かと思って読んどったんですが、説明を聞きよったら、施設使用料と指定管理料は違うものであるということですが、その辺がうまく説明をされていないんじゃないかと思うんですが。私の理解不足か。

○川上 命委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 1時55分）

（再開 午後 1時58分）

○川上 命委員長 再開いたします。
市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 久米委員からの御指摘の協定書（案）、第1条中、施設使用料とあるものにつきましては、指定管理料ということの中で誤っておりますので、差し替え、訂正させていただきます。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 一応、指定管理者がシルバー人材センターという話でございますけれども、この施設は、例えば、フォークリフトであったりショベルローダー等々、コンベアあるんで、大体シルバー人材センターさんが道路の清掃、維持管理業務等をやられておるのを見ますと、非常に安全面で心もとない作業をやっておるような感じがいたしております。非常にいろんな危険な要素を含んでおるリサイクルセンターで作業するに当たって、安全管理をどのようにされるのか、また、従事者が日が変わりでころころころころ違う人が来るのか、それともある程度固定された中で作業になれた方がやられるのか、どういうふうなことを提案されておるのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 原則は、やはり大半が固定ということで考えております。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 いつも専決で上がってくる車両保険、車の事故等についても、割とシルバーの人の運転の分が多かったりするんで、その辺の安全管理は、かなりしっかりした人を現場についた中で、指導徹底をしていかんと、危険も一部伴うような作業だというふうに認識してますんで、その辺は担当課として、きっちりと指導するような計画を持ってほしいなというふうに思うんですけども、それについてどうですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） やはり先ほど委員がおっしゃられましたとおり、重機関係を扱うところは、それぞれ手なれた方の固定ということと、あと、もう1つは、民間車両と業者の搬入車両がございますので、そこら辺の安全性は、もう1度施設の配置計画なりを双方協議して、より安全な操業を考えております。

○小島 一委員 終わっときます。

○川上 命委員長 ほかに。
登里委員。

○登里伸一委員 この収支計画書と過年度決算を見ておりますと、例えば、人件費も臨

時をたくさん入れておったんで高いんかもしれませんが、安く見積もっておると。それから、消耗品に関しても、暫時上がってきておるんですけども、特に修繕費が全く少ない計画になっておるんですね。この辺はどのように理解しておるんでしょうか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 失礼します。人件費のほうは、やはり指定管理者のほうの努力やと考えます。それと、修繕料につきましては、やはり車両の古いのもございますけれども、これをシルバーのほうがいろんな人材が多いので、自主点検なり自主修理なりの入っての定額措置だと考えております。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 普通に考えて、人件費はこれぐらいで十分いける計算であると考えておるんでしょうか。

それから、利用収入、粗大ごみの有料化してもらおうんですけども、22年度は326万円ぐらいになっておりますけども、暫時右肩上がりで、ずっとたくさん入ってくるという計算ですか。この下に見れば、軒先収集もするということはありますけども、景気が悪かったら、そんなたくさん出てきませんし、こんなような計画どおりいけるのか、どのような考えですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まず、人件費のことから申し上げますと、ただいま8名の臨時職員で行っております。このたびの募集要項に6名以上ということになっておりますので、人員削減を前提とした人件費でございます。

あと、収入のほうの増嵩なんですけれども、軒先収集の手数料につきましては、これは指定管理者には支払うことができませんので、あくまで中央リサイクルセンターに運ばれた粗大ごみのことでございますけれども、指定管理者はこの量を推測して、増額というようなことで予想されたものと思います。

○川上 命委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上 命委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

皆様から自由闊達な意見をいただきたいと思いますので、挙手の上よりお願いいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 御異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第81号、公の施設の指定管理者の指定について（中央リサイクルセンター）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○川上 命委員長 挙手多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩をいたします。

2時15分より再開をいたします。

(休憩 午後 2時 5分)

(再開 午後 2時15分)

○川上 命委員長 再開をいたします。

⑩ 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について（きらら・ウインズ）

○川上 命委員長 次に、議案第82号、公の施設の指定管理者の指定について（きらら・ウインズ）を議題とします。

これより質疑を行います。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 この指定管理は、きらら・ウインズを一括して指定管理をするというものであると思います。ただ、資料の２２ページの基本協定書の第４条第２項に、乙は、乙と言われるのは指定管理を受ける方ですね、１条に掲げる財産のあつて、きらら・ウインズ施設別に定め、甲の承認を得るものとするとなっておりまして、それに沿って資料がつくられております。事業収支計画書もきららは１３ページに、ウインズは２０ページに添付されております。それで読み進めますと、２７ページに年度協定書、また年度協定書なんですけど、きらら・ウインズの指定管理料を定めると、目的として、ここはきちんと書かれております。１，９００万円の指定管理なんですけど、この１，９００万円は収支計画書を見ますと、１３ページのきららに委託金として上げられておる。これは委託金になっておるとかと思うんですが、別々に会計を事業計画等を計画するということなんですけど、指定管理料が一括してきららのほうに入って、ウインズのほうはないというのは、これはきららが１，９００万円の指定管理を受けて、ウインズはゼロということでもいいんですか。

○川上 命委員長 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鍵山淳子） ウインズにつきましては、自立支援費のほうで運営ができるということで、きららにつきましては補助金と指定管理料をもってということで運営するということになっていきますので、きららのほうに対しての１，９００万円でございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 基本協定書に分けて財産の維持管理から運營業務をなさいと書かれておりますので、年度協定書も分けてすべきではないですか。というのは、きらら・ウインズのまとめて指定管理業務に関する年度協定書になっておりますので、誤解を招くおそれがあります。きららの指定管理料を定める協定書とウインズの指定管理料を定める協定書、２つに分けてしたほうがわかりやすい。はっきりと金の行き先がわかるんじゃないんですか。

○川上 命委員長 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鍵山淳子） お金の行き先は、これはきららのほうでございましたが、一体して運営をするということで、今現在行っています５年間の、こととして終わるんです

けども、引き続いて同じ協定書となっております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 そのようなことはないと思いますが、1,900万円の使い回し等も懸念されるということもあります。これは指定管理者に対して失礼な言い方かもしれませんが、サンライズ、サイクリングの件がありますので、慎重になっていただきたいということです。ですから、基本協定書にはそういうふうに分けてしなさいと指定してあるのに、年度協定書では一括してするというのは、これは協定書としては矛盾といえますか、おかしいんじゃないかという意見です、私は。

○川上 命委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 当初、ウインズときららというのは別々の作業所等であったわけなんですけども、平成20年から一体した施設というふうな形で指定管理を行っております。指定管理は19年度から23年度まで5カ年を今現在行っておるんですけども、その中できららとウインズというふうな形で、当時、指定管理料も分けておりました。ところがウインズのほうが、自立支援法に基づく障害福祉サービスによって、非常に入の部分が多いと。19年度から23年度まで見ていく中で、ウインズのほうでは明らかに入の部分が多くて、剰余金がかなり出てきておると。それに比べて、きららのほうは一定額の補助金しか入ってこないと。

非常に厳しいのはきららであるというふうなんが、この5年間で実態が明らかになりましたので、一体した施設ということで、5年間の指定管理の中で見分けた中で、やっぱりこれはきららに指定管理料は全部移行すべきであろうと。ただ、施設として、やはりウインズ・きららという施設は別々ですけども、一体的にすると言いながら、別々の施設ですので、こういうふうな形でウインズのほうはゼロ円でも賄っていけるよという収支を出していただくと。きららについては、今回、1,900万円に430万円、前回の指定管理より落としたけども、それを施設管理料として入として運営していただくと。会計的にはそういうふうに明らかにしながらも、施設は一体的に運営していただくと、そういう意図でこれからもやっていただくというふうな方針でございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 趣旨はわかりましたが、施設は一体ということですが、会計的に明確にそういうことがわかっておるならば、この資料だけで、我々あるいは一般にわから

ない。そういう説明をつけ加えないとわからないような協定書を結ぶというのは非常に不親切というか、何ていうんですが、誤解を招くと思うんですね。明確にきららの指定管理料とすべきだと思うんですけども。

○川上 命委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 実は出の部分なんですけども、淡路島福祉会のほうに指定管理を行っていただくということになっているんですけども、一体的なものということで、かなり職員と利用者もそうなんですけども、ウインズときらら、非常に行き来があります。人員もかなり流動的に動いております。そういうふうな形で、出の部分が非常に毎年度毎年度変わってきます。そういう中で、やっぱり一体的なもの、しかし、きららとウインズというふうな、今、明確にはしにくい部分があります。ですから、こういうふうな形で、24年度からは完全にきららのほうの、いわゆる入の部分が少ない部分にあてがうと。ただし、人員の交流がありますので、出の部分はその年度ごとに変わってきます。これは指定管理者のほうの人事の関係とか、そういうふうな意向で非常に変わってきますので、そういうふうな部分も含めて、出の部分も含めてそういうふうな形で、今分けているというふうなことで御理解いただきたいと思います。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 今回の事件がありましたので、やはり明確にすべきところはしておかなければ、後の問題等々で引きずるということを懸念しておるわけです。部長の趣旨、わかりましたが、今後また検討いただきたいと思います。

終わります。

○川上 命委員長 ほかに。

登里委員。

○登里伸一委員 この収支の状況、過年度、22年度はきららが356万5,000円の黒字なんですけども、全体に前後は非常にたくさんあります。430万円を減したという理由をお聞かせ願いたいと思います。

○川上 命委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 今年度まで2,330万円ということで、430万円を減し

てますけども、これにつきましては22年度の決算状況を見まして、収支の差額が356万5,292円ということをもちまして、1,900万円ということになっております。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 24年度からの計画では、収支ゼロばかり書いてあるんですけども、結果的には黒字になっていくというふうに考えてよろしいんですか。

○川上 命委員長 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鍵山淳子） 24年度からゼロとはなっておりますけども、結果、障害者自立支援法が変わって、新法に平成25年8月から変わりますけども、それがどうなるかは、まだ見えてません。そこで収支のほうがどんと上がるのか、また下がるのかということが見えておりませんので、今のところはゼロということになっておる次第です。

○登里伸一委員 終わります。

○川上 命委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上 命委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

皆様から自由闊達な御意見をいただきたいと思いますので、挙手の上よりお願いいたします。ございませんか。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 指定管理に関して、いろいろ事件があったわけですが、やはり協定書とか指定管理料とかいうものの表記とかも確実にやっておかないと、適切に運用されている指定管理者もおられますし、事件のあったサンマックス社のこともありますので、こういう協定書とかの見直しは、毎年ではなくて、これでは5年間、このままいくということなので、その都度に精査は十分やっていただきたいというふうに思います。

○川上 命委員長 この御意見に対してどうですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 それでは討議を終結します。
 これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
 議案第 8 2 号、公の施設の指定管理者の指定について（きらら・ウインズ）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○川上 命委員長 挙手多数であります。
 よって、議案第 8 2 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑪ 議案第 8 3 号 淡路人形会館（仮称）建築工事請負変更契約の締結について

○川上 命委員長 次に、議案第 8 3 号、淡路人形会館（仮称）建築工事請負変更契約の締結についてを議題とします。
 これより質疑を行います。
 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 かつてからよく聞かれることで、概要については十分説明できるわけなんですけど、今回も資料をいただいておりますが、細か過ぎて、これを十分に把握するまでにはなかなか至りませんので、私なりに住民の方に聞かれたときに、当然答弁できるような数字を教えてくださいんですが、この事業費、財源内訳表といただいておりますが、これでいきますと、1 回目、2 回目、3 回目が変わったときに、2 回目のときの中身を変えて入札をされておる。中身を抜いて3 回目のときに入札をされておるわけなんですけど、抜かれた中身というのは、金額は当初どれくらいやったんですか。内容を変えて入札をされた。2 回目のときの内容と3 回目のときの内容が違うと思うんですが、その事業費について教えてください。大まかな数字で結構です。

○川上 命委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 2 回目の入札から 3 回目の入札に至るまでに、内容につきましては、木質化、4,920 万円と、屋根の形状とかそうした変更についても変えております。

以上です。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そうすると、この前の補正のときに上げられておった数字の中で、3 回目の入札のときに 4 億 6,672 万 5,000 円というのが入札金額と聞いてます。間違いありませんか。

○川上 命委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 4 億 6,672 万 5,000 円、間違いございません。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 その後に 9 月の補正で上げられて、議会を通過した金額が 6 億 6,094 万 4,000 円やったと記憶しておるんですが、間違いありませんか。

○川上 命委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 9 月補正につきましては 6,694 万 4,000 円でございます。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そうすると、この金額と入札金額と 9 月の補正で議会が通りました 6,694 万 4,000 円をプラスすると 5 億 3,366 万 4,000 円という数字になると思うんです。今回、1 億 1,991 万 1,000 円という増額になっています。そしたら、この 5 億 3,300 万円という数字に、いわゆる 1 億 1,900 万円という増額の数字の内訳なんですが、説明としては、先ほど、もとの抜いたやつが 4,900 万円ほどということになるんですが、それ足しても、なおかつふえる。あと、それ以上に何があったんですか、追加するものとして。

○川上 命委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 当初、請負の４億６，６７２万５，０００円、それで今回追加する金額１億１，９９１万１，０５０円、合計で５億８，６６３万６，０５０円ということで請負契約の金額になったわけなんです、今、１億１，９９１万１，０５０円の中身についての質問なんです、これについては９月補正額、先ほど言いました６，６９４万４，０００円、それと木質化の４，９２０万円、それと、今まで入札残とか未執行額というんですが、そうした関係で３７７万何がしかの金額がありまして、そのうちの３７６万７，０５０円を９月の補正をするに当たって、その残額というか、未執行額をこの木質化に充てたものでございます。それで合計で、先ほど言いました１億１，９９１万１，０５０円ということでなっております。

以上です。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ついております資料１を見させていただきよったら、変更設計額という合計が６億３００万円になっています。変更の増減額が１億２，３００万円になっています。そういうことからすると、あくまでも事業の設計額としては、これだけ見積もってましたと。実施していただいたのが５億８，６００万円になったという見方をしたらええんですか。

○川上 命委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） そのとおりです。

○蓮池洋美委員 わかりました。

○川上 命委員長 ほかに。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 同じ場所の議案資料１というページの中身なのですが、９月補正での議決金額と、例えば、この資料の変更内容の説明、木工事のところですが、説明で９月補正分７３１万９８０円（客席９０席）というのがありますが、この金額を９月の議会 でいただいた工事内訳表の資料の金額と合わないんですが、この辺はどういうわけなんで

しょうか。

○川上 命委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 資料１の中の９月補正分７３１万９８０円につきましては、
９月補正では８４３万１，０００円ということで、消費税とか諸経費とか、そしてまた請
負率を掛けた金額が８４３万１，０００円ということで、割り戻していきますと７３１万
９８０円ということになります。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 そうすると、ほかの電気設備工事とかもそういう率が差っ引かれ
ておるということでいいですか。

○川上 命委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） そのとおりです。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 金額を合わせたいと思うんで、どれがどれかという対比表みたい
なのが我々としては欲しいんですが。

○川上 命委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） そしたら用意します。

○久米啓右副委員長 委員長、資料請求よろしいか。

○川上 命委員長 ただいま久米副委員長より資料請求の要求がありました。この資料
について、委員会として資料請求を行うことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○川上 命委員長 それでは資料を要求いたします。

配付してください。

次長、説明してください。

教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 今配付しました資料について説明をさせていただきます。

最初に、当初請負額4億6,672万5,000円、そして、追加額の中に、追加額の合計は1億1,991万1,050円、その中身は9月補正額6,694万4,000円、そして、当初予算4,920万円、未執行額376万7,050円ということになっております。

それぞれ木工事、金属工事、建具工事、塗装工事、内外装工事、機械設備工事、電気設備工事、舞台設備工事、外構工事、合計しますと、先ほどの追加額になります。

それで、左側手が直接工事費、右側手が変更契約額ということで、この内容につきましては、9月の補正額と同じ数字を上げております。それで、木工事につきましては、当初予算と未執行額を加えております。合計で、先ほど言いました1億1,991万1,050円、その変更契約額の内容につきましては、直接工事費、諸経費率、請負率、消費税ということで算出をしております。個々に項目ごとに変更契約額を算出していきますと、端数処理の関係で誤差が生じますので、きっちりと合いませんけれども、そうした内容になっております。

それで、当初請負額に追加額を足して、そして、このたびの請負変更契約5億8,663万6,050円ということになっております。

以上でございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 よくわかりました。終わります。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 さきに工事がおくれるというふうな話があったわけなんですけど、恐らく何日のおくれとかいうんじゃないに、何カ月のおくれになると思うんですが、いざ、その状態に入ったときに、またぞろ追加、そういうふうなものは発生することはありませんか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 現段階では、この契約で進めていく考えでございます。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 これは発注側として、しっかりした腹で対応しとってほしい、かように思います。

それと、もう1点、少し横へそれるんですが、先ほど来、賠償の問題等もかかってくるような話があったわけなんです、前回のときも話をしたと思うんですけど、このおくれについて、市の責任は、今までの状況から判断しよったら、恐らく業者に寄り切られてしまうような場面がひょいひょい言葉で聞くんですけど、これは契約をしたとおり、しっかりと契約でうととる状態の中で責任を果たさせてほしい。市がかぶるようなことはありません。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） この契約に基づいて、今、業者関係も非常に努力していただくように指示もしておりますし、そういった中で進めておりますので、原因がどこにあるかとかによって、いろんな考え方が生ずるところでございますが、今現在、そういったところで進めております。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 必ず業者の言い分をひとつ認めんように、発注者側として毅然とした態度で対応していただきたい。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 当然、そういった考え方で取り組んでいこうと考えております。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 恐らく竣工に合わせて、各観光協会であつてみたり、いろいろとイベント等を考えて、もう既に予定に入つとるところもあると。印刷物を用意して構えておると、あるいは旅行者に、恐らくそういうふうな話も行つとるやに聞きます。それがおくれることによって責任問題が発生してきて、いわゆる賠償問題に発展しかねんことになると思う

んで、ひとつくれぐれも、今の段階では市に原因がないと言い切られておるわけですから、ひとつ変わらんようお願いをします。

終わります。

○川上 命委員長 ほかに。

登里委員。

○登里伸一委員 変更でまた増嵩が出たんですが、例えばですね、一番初めの木質化のところで、9月では追加が266万1,000円でありましたが、増加しております。客席上部の天井の目隠し工事追加ということですが、230万8,000円の追加になっておると。それから、2階入り口ドアを手動から自動へ変えた。この前の9月でも、自動ドアを1カ所変更して、264万2,000円を追加しとったんですが、この点、また229万2,000円を追加すると。同じく、外装塗装でも撥水加工と、この外装に関しましても977万円の追加をしておって、このたびまた847万3,000円を追加するというふうになっておりますが、それでよろしいんですか。

○川上 命委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） その件に関しては、9月の補正分を今契約ということで上げているということでございます。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 それじゃ話を変えます。この金額によりまして、設計・施工監理費は幾らになりますか。

○川上 命委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 設計業務に関しましては1,611万7,500円、監理業務に関しましては2,176万6,500円でございます。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 23年9月の段階で4,074万3,000円と出ておりますが。そんなに違うんですか。

○川上 命委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） その件に関しては未執行額、先ほど言いました残額ということになります。今、僕自身が言った金額が最終的な金額でございます。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 最終的には幾らになるんですか、もう1度お願いします。

○川上 命委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 3,788万4,000円です。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 それで、このパンフレットでこのようなものが出てますね。淡路島が変わるということで、2012年、1300年事業でやられると。これがじっと見よったら、春やって、日にちまでは書いてないかと思うんですけども、昔の答弁では、結局、3月25日に完成させますよという非常に強い信念で答弁しておられましたが、先ほどの答弁では、どうも変わるような雰囲気がありますが、その辺をもう一遍明確にお願いしたいんですが。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 3月末完成できないという、先ほど言わせていただきました。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 そうしますと、監理責任というのはどのようになっていくんでしょうか、設計監理、施工監理。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） これは工期に間に合わなければ監理責任であったり、あるい

は今となれば、結局は発注時期がいろんな形の中でおくれた、そういったところがいろいろ出てこようかと思います。それで、先ほども少しお話をさせていただきましたが、そういったことで繰り越しの手續協議をさせていただいておるところでございます。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 と申しますと、結局は市側が悪いんであって、施工監理しておる業者は、別に何も関係ないというふうにおっしゃっているのでしょうか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） いえ、そういうことではございません。その辺は先ほども少し言いました原因にもありますし、今どっちがどうといったようなところは、今は判断しにくいかと認識しております。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 これまでずっと部長の答弁では、3月いっぱいやらすということばっかり言っておりましたが、それに対する自分の心はどのように感じておるのでしょうか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 始まったときに、水の問題であったり、そういったところがありまして、施工監理業者、そこと当初協議した中で、何とかこの3月に努力して完成していくよというような話の中で進んだわけなんですけど、そこでこういった状況が変わってきたということで、私自身もその辺の見る目といいますか、その辺もちょっと少なかったし、ただ、監理業者に市としては委託をしてあるものですから、その中での進んできたことでありますので、私としても、ちょっとその辺は当然反省もしておりますし、監理業者にも、これからは強く指示もしていくし、当然、請負業者のほうにも指示をして、総力を挙げて、少しでも工期を短縮するように努めていきたいというように考えておるところでございます。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 このたび11月の最初で、もう延びるなとおっしゃったんですね、

設計監理されておる方は。そのように先ほど聞きましたね、午前中の答弁で。工事の金額だけでなく、何で工期の変更を出さなかったんですか、その辺を聞きたいんですけど。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 工期の変更につきましては、議会案件ではございません。当然、ずっと御審議いただいておりますので、議会案件でないですが、当然報告はさせていただきます。先ほども言いましたように、年が明けて、いろんな形が工期も見えてきたときに、また御報告もさせていただこうと考えておるところでございます。

○川上 命委員長 登里委員、工期と、工期のこういった賠償、そういったことはこの議案と切り離れた中で、最終、その他が済んだ後で担当部課だけおってもうて、そういったことをもう少し突っ込んだこと、先ほど1月とか2月とかいうけど、そんなことで我々委員会としてはおさまらんさかいな、そのことは、その他の件の済んだ後で、担当部署だけ残ってもうた中で、もう少し突っ込んで委員長としても話をしたいと思っておるもので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

了解ですな。

○登里伸一委員 はい。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 9月の段階で入札残みたいなんをこのたび出してきて、金額をどんどん上げていくという、この手法には本当にあきれるといえるのか、反対であります。

同僚の一般質問にありましたように、やはり開館のときは市を挙げて大々的に宣伝とイベントをしたいというのは心にありますというようなことを言っておりましたが、そうなりますと、やはりきちっとした工期を早く決めなければ前へ進みませんね。できてすぐといっても、イベントする側では、人形芝居はできても、ほかのことはできないということがありますので、やはり納期の問題は早く決めなくちゃいけない。

今まで、自分も反省しておるということでありましたが、この点に関しては、僕は個人的には本会議でも陳謝して、これに関しては、こういうことでして申しわけなかったということでも述べるべきではないかと思ったりするんですが、どうでしょうか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　　今、委員おっしゃるように、私もそういった気持ちでいっぱいでございます。監理はその事務所に依頼してありますが、発注者は南あわじ市でありますし、そこらも十分考えさせていただいて、今後も取り組みたいと思っております。

○登里伸一委員　　終わります。見守っております。

○川上　命委員長　　蓮池委員。

○蓮池洋美委員　　1つだけ、話聞きよったら、なかなかわかれと言ったって、わかりづらい。最終、これ挙手するかせんかになってくるんやけども、現実、発注をして、先ほど部長が発注の時期がおくれたとかいうふうな、市側の非を認めとるような言葉があったんですが、入札をして発注をして、工期まで話し合いで工期まで定めて、この工期でやりますということは、施工監理される側も業者も市も納得をして契約しておるわけやから、納得した契約どおりに業者にやってもうたらええわけなんで、おくれて責任が市にも一端原因があるやということではなしに、毅然とした態度で、恐らく後、賠償問題やいろいろなと出てくるとは思うんですが、毅然とした態度で当たってほしい。

十分話し合いをして、恐らく工程組んだんでしょう。この工程で完成すると言うてやったんでしょう。それに水がようけ出てきたさかいに、工期がずれておくれてきたとかいうのは原因にならんもんな。重々現場のことがわかって熟知した上で入札をされとると思うんで、おくれに關しての責任云々というのは、市がそんなに入っていくべきでないと。毅然とした態度でおってください。

○川上　命委員長　　教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　　先ほども同じことを言われまして、まことに申しわけございません。そのような取り組みでいきたいと考えております。

○川上　命委員長　　質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上　命委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

皆様から自由闊達な御意見をいただきたいと思っておりますので、挙手の上よろしく願います。ございませんか。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 先ほどいただいた資料を精査して、議案資料と照らし合わせたんですが、9月補正で議決された金額とプレゼンに議決されている金額ですので、工期遅延の問題は別にいたしまして、この契約は適正に処理されているというふうに私は思います。

○川上 命委員長 ほかに御意見。
小島委員。

○小島 一委員 今、久米副委員長も言われましたが、今回、この議案については、当然9月議会で承認もした中で、とめるのでなしに、やっぱりこの施設を一日も早く完成をしていただくということが、やはり一番大きな当面の課題であろうと。その後の、また工程の問題、また責任問題云々は、やはりついて回るというふうに理解しておりますので、今回の議案については、これで認めたいというふうに思っております。

○川上 命委員長 ありませんか、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上 命委員長 それでは討議を終結します。

採決の前に、委員長とお約束するのは、先ほど言ったとおり、期間とかそういった賠償とか、いろんな件について、もう少し担当部と詰めた協議をしたいと思いますので、その点は委員の皆さんも御了解をお願いしたいと思います。

それでは、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○川上 命委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第83号、淡路人形会館（仮称）建築工事請負変更契約の締結についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○川上 命委員長 挙手多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査は終了しました。

お諮りします。

1 2 月 2 0 日の本会議における委員長報告は、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○川上 命委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付の「閉会中調査事件申し出一覧表」のとおり議長に申し出てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 異議がございませんので、議長に申し出ることにします。

3. その他

○川上 命委員長 次に、その他に入ります。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 2点ほどお聞きをいたします。

先ほど来、一般収集のことについて、24年、25年度がこうしたいというふうなことで、業者を集められて説明会をされた。その中で、前回のときと何ら変わってない。いわゆる先ほど私もちらっと言うたんですが、弱い立場の業者に、育成のためにもうちょっと施策として、その人たちも参加しやすいような条件づくりは考えられなかったんですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 受託承認審査の関係で、やはり技術点を上げようとされている企業の方は、やはりこれは5年前から実績を上げてくださいというようなことでお話をしてまいりました。業者の育成につきましては、当初申しましたように、地区割とい

うのを廃止して、市内全域の営業活動を希望するのであれば、全域仕事をしていただいておると。そしてまた、人員や台数の少ないところは、そういう小さな委託業務が出たときに、そこへ御案内して見積もりを徴取して、できたらやっていただいけませんかというような育成方法もしております。

ただ、委託業者を決める前になって、ハードルをうんと低くする。法律はやはり守りたいもんでありますから、法律を曲げてまではその基準を低くするという考え方は、今のところはありません。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今の条件を100%整えるということにはなかなかいかんと言うてます。人数、器材、それが今の条件にかなうようになる、これは到底限られた地域の中の業種ですんで、そこまでなかなかハードルが上がらんと。そやさかい市側としても、そのハードルを下げて、できるだけそういう弱小な業者に対しても公平に仕事ができる条件づくりをしたってほしい、してほしいと言うとるわけですから、それをどっかの時点で、やっぱり考えたってもらわなんだら、今の水準まで上がってこいというたって、そんなん上がる要因があれへんと言うてます。そやからよう考えたってください。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 実は、収集区域のことも随分このたび考えたんですけれど、可燃ごみの統合に向けての協議であったり、いろいろしておる関係上、平成24年度、25年度は、やはり地区割を変えるのは非常に難しかったということです。ごみの統合等で、また収集距離とか収集方法が変わってきた折には、そういう収集区域からまた見直しというようなことも検討していきたいと思います。

ただ、受託承認申請の申請につきましては、やはり実績といいますか、仕事をある程度していただいて、四半期ごとに報告してもらおうということになっておりますので、そういう実績をやはり上げていただきたいと、企業の方にも努力していただきたいと、そのように考えております。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 もう1点、この前に本会議場で市長か副市長か、どなたかから聞いたんですが、今、県立淡路看護専門学校が、いつかの時点で廃止というふうなことが言われておるということを聞いたんですが、市として、県の方向にどのように対応しておるんで

すか。

○川上 命委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 市だけのことを考えれば、非常に遺憾であると思います。ただ、県の第2次行財政改革プランの中で、県の執行部が県会のほうに提案し、県会議員のほうで決まったことですから、我々市のほうとすれば、特に南あわじ市は施設のあった市ですから、なくなるということについては非常に残念ではありますが、これは県の施設である以上、そういう所定手続を踏んで、決まったものについては認めざるを得ないと、そういうふうに解釈しております。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今現在、通っておられる生徒さんの親からも話がありました。今、入学しておる子は、そのまま卒業まで行けるという、心配はないんですが、今から行く人のために、かわりの施設、学校は私立のそういう機関は淡路市にあると。そやから行こうと思ったら行けんことはない。そやけども、授業料を含めて、3年間で60万円ほどでいって、資格の問題ですから、資格が取れなんだろうというわけなんですけど、その養成をしてもらうのに費用が60万円ほどでいける。淡路市のほうにある施設については4年制で600万円余りかかると。10倍もかかる。同じ看護師さんの資格を取るだけでええということになれば10倍もかかる。まして、島外へ行こうとしたら、アパートあるいはマンション代とかを含めると、かなり負担になってくる。そやから、今、南あわじ市として、当然そこから割安い授業料で勉強できる施設があるわけですから、どないぞ存続に向いて、市としても働きかけをしてほしいと言われておるんですけど、市として、決まったことやさかいしゃあないということでもう納得しとるんですか。今納得しとるような話ぶりやってんけど。

○川上 命委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） ですから、先ほど冒頭に言わせてもらいましたとおり、市とすれば非常に残念である、遺憾であるということです。ただ、現にそういう手続を踏んで、県の施設が県の方針でなくなってしまうと決めた以上、これは市としては認めざるを得ないということでございます。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 淡路の広域の組織等でもひとつも動きはないんですか、淡路として。

○川上 命委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 現在、そういうふうな他市、あとの2市について、特にそういうふうな動きがあるとは私どものほうでは聞いておりません。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 しょうくないから、一切それに触れんのということでおるんでしょうか。

○川上 命委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 先ほど御答弁させていただいたとおり、あとの2市がどういうふうな動きをするのか、それについては承知しておりません。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ほかの2市について、呼びかけをすとかいうこともない。

○川上 命委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 今のところはそういう予定はございません。

○川上 命委員長 ほかに、その他の件ございませんか。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 2つあります。1つは、体育協会に所属しているペタンク協会があると思うんですが、全国優勝しましたよね。新聞とか広報にも載っておりました。あれは2人あるいは3人で競技できて、規則的にはオリンピックでよくされるカーリングと点数の数え方はよく似てるんですが、非常に知的な戦略的なスポーツなんです。ある地区で盛んになっておるんですけども、野球あるいはバレー等が部活ですずっと昔からあるんですけども、そういうニュースポーツが教育委員会あるいは学校で、クラブ活動あるいは同

好会としてそういうのを取り上げるとかという動きはないんですか。

○川上 命委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 中学校におきましては、今、生徒数が減っておる現状で、現在の部活動を存続するのが難しい学校もたくさん出てきておりますので、なかなか新しい部活動という動きはない。それから、ほかの学校にそういう競技クラブがないと試合、対戦等も、中体連というようなところでできませんので、そのあたりはないと。小学校におきましてはPTAや老人クラブ、そういうところの交流とか、そういうことでグラウンドゴルフであったり、ペタンクであったり、いろんなニュースポーツは強化体育ではございませんが、そういうところでは取り組んでいるところもあるかと思います。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 年寄りから子供まで競技に参加できるということで、中体連の中で取り組むということになると、いろいろ難しいかなということではありますが、部活の変遷ができないという現状を踏まえた中で、そういう競技の普及あるいは同好会という形が普及しやすいんかなと思うんですが、全国優勝されたチームもありますし、協会に指導等も要請すれば、恐らく来てくれるというふうに思いますんで、その辺もちょっと検討したいと思います。

続いて、おとつ、脇田あたりで黒いトレンチコートを着て、何か刃物を持った人が目撃された。その報告がきのうの学校にされて、県警に通報したということなのですが、また、帰宅についても保護者の出迎え、あるいは引き渡しカード等で、付近の保育所、小学校はそういう措置をとったということですけども、教育委員会はそれつかんでますか。

○川上 命委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 学校のほうから連絡も、きのうの午前中にございましたので、つかんでおります。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 事件には至ってないということなのですが、こういうことは、恐らく情報の共有は地域の消防団あるいは自治会等に早く知らせて、不審者の未然の事故を防止するというには、学校内だけで、また教育委員会内だけで措置するというのは少し手

薄いというか、もっと市民に知らせておくべきだと思うんですけども、なぜされなかったんですか。

○川上 命委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 今、情報伝達の方法としまして、学校のほうでは、今、市のほうで安心ネットというものの加入に取り組んでおりまして、保護者のほうは加入率でいきますと100%、学校によって100何%から100%に達してないところまであるんですが、平均しますと100%に達しておりまして、その連絡に登録すると同時に、県警のほうの防犯の情報の登録もしております。ということで、保護者のほうにつきましては、市民と言っていいのか、保護者と言っていいのかわかりませんが、かなりの数の情報がきのうも多分入っておるというふうに考えております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 学校関係、教育関係の情報は手落ちなくできたというような答弁ですけども、一般市民に対するそういう情報を流すということはなされなかったんですか。これはまた担当部署が違うんですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） きんのう午前10時過ぎでしたか、防犯ネットというような形で私どものほうに連絡して、それぞれ確認したんですけども、やはり地域の周知ということには、きのうやってませんでしたけれど、これからは、やはりそういう緊急な状況においては、市全域にそういうようなお知らせをしてまいりたいと思います。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 教育関係は、学校、教育委員会だけという感じを受けますし、自治会は総務部ですか、あと、市民生活に関しては市民生活部となると、こういう情報は早く伝達して、未然に事故を防ぐというのが非常に大事かと思うんですね。その辺、そういうマニュアル、あるいは危機管理の手順といったらおかしいんですけども、どういうふうに動くというのはなされているんですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 防犯協会を中心にネットワークがございまして、市としてはそちらのほうに、ただいまのところゆだねておるわけなんですけれども、そういう連絡が生活環境課に入ってきた状況でもって、今後、そういうお知らせをしていきたいと考えております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 少なくとも、学校は学校で広報車、警察のほうも動いてくれていると思うんですが、市民生活部は市民生活部でのそういう巡回等必要かと思うんですけども、そういうのはなされたんですか、巡回、車による広報。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 申しわけございません。きのうは広報活動は行っておりませんでした。防犯連絡所が316カ所、それと子供を守る110番が44カ所、そういうようなネットワークでもって活動しとるわけなんですけれども、今後は緊急に対してはパトロール等もあわせまして実施したいと考えています。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 教育委員会はそのような広報車は出されたんですか。

○川上 命委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 教育委員会のほうは、今、学校運営対策支援員のほう、3名おるんですが、そのほうで巡回はしましたけれども、広報はしておりません。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 最後です。広報することによって、そういう不審者も行動を自粛するとかいうことも考えられます。やはり総動員と言ったらちょっと大げさなんですけど、少人数ではなく、やはりこういう場合はもう少し動きを大きくして、事故を未然に防ぐような対応をしていただきたいというふうに願います。
終わります。

○川上 命委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） ただいまの久米副委員長の御質問ですけれども、ケーブルテレビを整備した際に、市内全域、地域を限って、また部落だけとかいう放送ができるようにしております、学校区は学校区に、また公民館からは各地区に、また部落はその部落だけに、それぞれの館長さんであったり、校長さんであったり、そういった方を放送権者として、そういった緊急放送を流せるようにしておりますし、警察のほうも放送を流せるようにしておるんです。今言われた事案については、そういったところ、特にそれぞれ流せるような格好をしてございますので、そこらはそういった研修もして、お伝えもして、できるということは御存じやと思いますけれども、そのケーブルも使って、有効利用して、そういった放送を流せるようにというようなことで、これは担当は情報課ということになっておりますが、そういったことも今後十分に周知徹底を図るべきであろうと、そのように思います。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 自主防災組織が組織されてますので、その中でそういう事案も、放送設備を使った活動というのを取り入れるべきかなと思います。これは総務のほうになるんですかね。その辺は部を横断した形で協議願いたいと思うんです。

○川上 命委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上 命委員長 それでは執行部のほうから何か連絡事項等がありましたら。
福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 市では幾つかの計画を素案を作成しておる最中でございます。福祉課のほうでは、地域福祉計画の素案を作成しましたので、市民の皆様から、今後の計画策定のための御意見を募集をいたします。既に12月号の広報に掲載をしておりますが、期間については12月20日から1月19日となっております。閲覧受け付けについては、市のホームページ、福祉課、各総合窓口センター、緑・西淡・三原・南淡の各公民館となっております。そして、現在、素案作成中の障害福祉計画については1月号の広報に掲載をいたしますが、1月13日から2月13日までの期間で市民の皆様から御意見を募集す

る予定でございます。

以上です。

○川上 命委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 今、福祉課長から意見の募集ということで話がありましたが、介護保険事業計画、第5期の計画の素案についても同じように市民の皆様方から御意見を募集いたします。募集期間、閲覧の方法については、先ほどと同じでございます。12月20日から年明け1月19日まで、市ホームページへの掲載、あと、長寿福祉課、総合窓口センター、公民館で閲覧ができるということにしております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○川上 命委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上 命委員長 それでは暫時休憩した中で、先ほど約束した人形会館の担当部だけ残っていただいて、あの方結構です。どうもありがとうございました。

（休憩 午後 3時30分）

（再開 午後 4時30分）

○川上 命委員長 再開をいたします。

久米副委員長のほうから、この間の看護学校の件についてのお話ということで、済みませんが。

○久米啓右副委員長 蓮池委員も質問の中でありました淡路看護専門学校の廃止について、委員会として意見書を提案していきたいというふうに考えております。その辺について、皆さんの御意見を伺いたと思います。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ぜひ出すべきやと思うし、先ほど執行部の答弁を聞きよったら、これ

は決まったことやさかいしゃあないというようなことでは、今あるところがつぶれることに対してもう納得しとるような答弁やったと思う。今、一方では、学校を大学の学部を引っ張ってくるのに10何億も出そかいいうて躍起になっておる。その裏であるものがつぶれていきよることに対して何の対策もなされてない。そやさかいに、できれば一緒に県のほうへ押しかけて行くぐらいのことせないかんと思う。

まして、淡路の看護学校については、3市が皆影響を受けとるわけやから、洲本も淡路市も、ともにそろって県のほうへ要望を上げるなり、今言う意見書、大いに結構やと思うんやけど、淡路で1つの束になって、県のほうへ要望書を持っていくぐらいの、やっぱり行動は起こさなあかんのと違うかと思う。

○川上 命委員長 今、蓮池委員が言うたように、意見書とか何とかした中で対応して、今言うたみたいに、永田県議に言って県のほうへ照会してもらって持っていくと、これも1つの手やな。抵抗するということ。

森上委員。

○森上祐治委員 久米副委員長のほうからの提案は文教で意見書を出すということやな。それに対して、この動きに対しては、きょうも健康福祉部長の意見、これは県のあれやから、県議会で決まったからしゃあないと。あれは伝統的な地方自治体の職員の県との関係がもろに出とるなと私は思った。やっぱり対県とか国に対して、市長はよう国へ行って陳情しよるとか言うとる。人間の関係やから、やっぱり神戸におって、淡路のことや、そんなんわからへん。けども、腐ったことをしよったら、やっぱりこっちの淡路の人間は県へ行って、乗り込んで行って、何ということをしてくれるのやと。今の時点で、私は意見書、どんだけ効力があるかわからないけども、やっぱり南あわじ市議会の心意気を示すべきやと私は思うわ。これは南あわじ市だけじゃなしに、できたら3市、やっぱりそういうふうな、県も一遍も説明にも来ず、そういうことなしに結果だけ報告やて、ちょっと頭にきましたな、きょう。

○川上 命委員長 まず、久米副委員長の意見書はよろしいな。

(「大いに結構」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 意見書、一応案をこしらえております。久米副委員長のほうから説明をお願いいたします。

○久米啓右副委員長

兵庫県立淡路看護専門学校の存続を求める意見書（案）

兵庫県立淡路看護専門学校については、兵庫県の第２次行財政改革プランにより、平成２７年３月の卒業生を最後に廃止することが１０月に病院局から発表されたが、地元自治体に対して何ら協議の場を設けることなく、廃止の方向性が決定してからの報告であったことは極めて遺憾である。

同校は、昭和５０年４月に旧緑町広田で開校以来１，１００人を超える看護師を育成し、県民・島民の命を守り医療を支える看護職員の行政機関としてこれまで大きな役割を果たしてきた。

特に兵庫県内の都市部においては、看護師数は充足しているがその他の地域においては依然として不足しており、安心・安全な医療の提供を行うため専門的知識と高度な技術を備えた看護職員の確保が喫緊の課題となっている。

廃止の理由に、県立病院への新規採用看護師に占める県立看護専門学校生の卒業生の割合が年々減少していることがあげられているが、島である淡路地域の医療機関においては島外からの看護師の雇用が難しい中島民の看護師育成が必要不可欠である。

同校の卒業生の多くは、島内の県立病院だけでなく民間病院のほか市民にとって最も身近な開業医などの一次医療機関へ就職しており、同校が平成２６年度をもって廃止になることは淡路地域の医療に深刻な影響を及ぼすことになる。

また、南あわじ市においては高校を卒業した多くの若者は、多額の費用負担を伴う島外への進学を余儀なくされているが、同校は市内唯一の専門学校であり、入学費、授業料などの学費は格段に安く設定されているため、経済的な理由から進学を断念することも少なくその果たす役割は大きなものがある。

併せて、同校が地域経済や地域の活性化に果たす役割が多岐であり、廃止による地域の沈滞も懸念される。

兵庫県におかれては、深刻な医師、看護師不足による地域医療の崩壊が社会問題となっている現状において計画的に看護職員の養成確保を図るための公的な養成機関として大きな役割を果たしている淡路看護専門学校を廃止することなく存続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

兵庫県知事 井戸敏三様

南あわじ市議会議長 楠 和廣

提出の理由

少子高齢化と人口減少に歯止めがかからない淡路島では各自治体において学校、企業の誘致を進め、また南あわじ市においては特に少子化対策に力を入れた地道な取り組みを行っているところである。また、医療機関、技術の都市集中化が進む中、島内の地域医療体制の脆弱化も懸念されている。

そんな状況の中、今般の淡路看護専門学校の廃止は地域医療、地域の活性化両面において地方切り捨てと思われる決定であり南あわじ市の取り組みと逆行した判断となっているといわざるを得ない。

兵庫県には、淡路地域の医療確保並びに当市の地域活性化の面からしてその必要性を認識していただき、淡路看護専門学校を引き続き存続させるよう強く要望するものである。

○川上 命委員長 よろしいですか。

そういうことで、事務局よろしいかな。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 そういうことで、事務局よろしいかな。

○蓮池洋美委員 委員長、これはこれで結構やさかいに、さっき言うた話、議長を通じてどんどん進めてよ。

○川上 命委員長 議長には、3市で、一応広域行政で、うちも先にやりよるさかいな。これが看護学校の生徒も知らんねん。きのう、病院で会うたら知らんねん。これで何かほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 それでは、副委員長のほうから閉会のごあいさつをよろしく願いします。

○久米啓右副委員長 これをもちまして、文教厚生常任委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

(閉会 午後 4時40分)

委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

平成 23 年 12 月 15 日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 川 上 命